

ピピン三世とカールマンの国王文書にみる訴訟のかたち

岩 野 英 夫

一 はじめに

二 用語について——Pactaと判決証書

三 地名

四 ピピン三世、カールマン

(一) ピピン三世

(二) 「ザカリアスの黙認」?

(三) メロヴィング王家の正統性の担保——ローマ帝国とロ

ーマ皇帝

(四) カロリング王家の正統性の担保——ローマカトリック

とローマ教皇

(五) 塗油

(六) 「旧訳聖書」のなかの諸王たち

(七) カール大帝とカールマン

五 文書の試訳と解説

(一) まえおき

(二) 取りあげる文書

(1) Arnulfinger Nr. 23

(2) D. Karol. I Nr. 1

(3) D. Karol. I Nr. 6

(4) D. Karol. I Nr. 12

ピピン三世とカールマンの国王文書にみる訴訟のかたち

同志社法学 六六卷五号

二 (一一九〇)

(5) D. karol. I Nr. 51

六 確認証書かそれとも判決証書か——Arnulfinger Nr. 23の場合

(一) 確認証書とは

(二) Arnulfinger Nr. 23は確認証書か

(一) 文書構成の特徴

(二) 確認証書である

(三) 訴訟、現地調査は Arnulfinger Nr. 23作成に先行して行われたのか

(三) カール大帝は Arnulfinger Nr. 23を確認している

七 D. karol. I Nr. 51は判決証書か

(一) 判決証書であることの一般的指標

(一) 文章表現上のこと

(二) 文書の締め括りかた

(三) まとめ

(一) 判決証書の一般的指標とD. karol. I Nr. 51

(一) 文書の内容

(二) 拙稿「国王 Placita」「宮宰 Placita」のなかの判決証書との違い

(三) Arenga について

(四) Corroboratio と国王の署名について

(五) 本文——D. karol. I Nr. 51は判決証書である

(6) 補足

Apprecatio について／署名について

八 „Verschwinder“ der Placita とは

(一) Stieldorf の見解について

(二) Placita が「姿を消した」とは

(一) Placita と Diplome

(二) Diplome のなかの訴訟に係る記述

(三) 一つの疑問——何と何を比較するのか

九 国王 Placita が „Verschwinder“ した理由

(一) Stieldorf 論文から

(二) Stieldorf の考え

(一) 二つの注目点

(二) まとめ——一つの疑問

十 ピピン三世とカールマンの国王文書にみる訴訟のかたち

(一) メロヴィング時代における国王—宮宰訴訟のかたち

(二) ピピン三世とカールマンの国王文書の場合

十一 おわりに

資料 地図Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

一 はじめに

私は、前作「メロヴィング時代の国王 *Placita* にみる裁判のかたち」「メロヴィング時代の宮宰 *Placita* にみる裁判のかたち」⁽¹⁾の二作品で、メロヴィング時代の国王文書、宮宰文書にみることができる裁判のかたちをできるだけ具体的に描きだすことを試みた。なぜ裁判のかたちを問題にするかは、「法史研究における裁判と紛争——わが国における最近の研究動向から考える」⁽²⁾で述べておいた。

本稿の目的は、メロヴィング朝フランク王国（五世紀末～七五一年）のあとに続くカロリング朝フランク王国（七五一～十世紀初頭）⁽³⁾の時代の国王文書にみるこができる訴訟のかたちを明らかにし、メロヴィング時代のそれと比較することである。ここで訴訟という場合、それは、紛争に対して法的判断が下される手続のことを主として考えている。本稿で取りあげる文書は、カロリング朝フランク王国初代国王ピピン三世〔「小ピピン」〕とその息子カールマンのものである。ピピン三世のもう一人の息子で、カールマンの兄であるカール大帝の国王文書は別稿で扱う。以下は、本文や注で引用する文献の略記と文献名である。

- ① Arnulfinger : Die Urkunden der Arnulfinger, hrsg. von Ingrid Heidrich, 2001.
- ② Werner Bergmann, Untersuchungen zu den Gerichtsurkunden der Merowingerzeit, in Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, Bd.22, 1976.
- ③ Clavis : Clavis Mediaevalis, hrsg. von Otto Meyer, 1966.
- ④ D. karol. I. : Die Urkunden der Karolinger, hrsg. von der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde, Erster Band: Die Urkunden Pippins, Karlmanns und Karls des Grossen, bearbeitet von Engelbert Mühlbacher, 1979.

- ⑤ *Hilfswörterbuch für Historiker 1, 2* : Eugen Haberkern / Joseph Friedrich Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker*, 2 Bd., Verlag Francke, 1964.
- ⑥ Hübner : Rudolf Hübner, *Gerichtsurkunden der fränkischen Zeit*, Neudruck der Ausgabe Weimar 1891-93, Scientia Verlag, 1971.
- ⑦ Kölzer 1 : *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica* (Die Urkunden der Merowingier), Zweiter Teil, Nach Vorbearbeiten von Carrichard Brühl, hrsg. von Theo Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Stieldorf, Hannover 2001.
- ⑧ Kölzer 2 : *Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica* (Die Urkunden der Merowingier), Zweiter Teil, Nach Vorbearbeiten von Carrichard Brühl, hrsg. von Theo Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Stieldorf, Hannover 2001.
- ⑨ *Lexikon* : *div Lexikon des Mittelalters*, Bd. I ~ IX, 2003.
- ⑩ Niermeyer : J. F. Niermeyer & C. Van de Kieft, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, 2002.
- ⑪ Stieldorf : Andrea Stieldorf, *Zum „Verschwinden“ der herrscherlichen Placita am Beginn des 9. Jahrhunderts*, in: *Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde*, Bd.53, 2007.
- ⑫ 『西洋史辞典』: 京大西洋史辞典編纂会 『新編 西洋史辞典』(東京創元社、昭和五八年)。
- ⑬ シットアイス: シットアイス・リーベリッヒ著 世良晃志郎訳 『ドイツ法制史概説改訂版』(創文社、一九七一年)。
- ⑭ 拙稿「中世初期」: 「中世初期の裁判のかたち」同志社法学三三七号(二〇〇九年)。
- ⑮ 拙稿「Placita について」: 「メロヴィング時代」同志社法学三四六号(二〇一一年)。

⑯ 拙稿「国王 Placita」：「メロヴィング時代の国王 Placita にみる裁判のかたち」同志社法学三五三号（二〇一二年）。
⑰ 拙稿「宮宰 Placita」：「メロヴィング時代の宮宰 Placita にみる裁判のかたち」同志社法学三五六号（二〇一二年）。
引用に際して、引用文中に算用数字がある場合には縦印刷との関係で漢数字に直させていた。本文中の「」とそのなかの文言は、私の手によるものである。

本稿は、かつて取得した科学研究費平成一四年度—平成一六年度（14520015）による研究成果の一部である。

二 用語について——Placita と判決証書

中世初期の訴訟の私たちを明らかにするという研究テーマに関係して、私は、古文書学などの分野で使われている Placita という学術用語をごく自然に受け入れ、論文のタイトルにも用いた。その際、Placita の意味を、次の引用文を参考にして、訴訟の全経過を書き記す方式での裁判ウワクンデないし判決書^{シュツツ}の意味で理解し、国王文書を当面の考察対象にしていたことから、「国王 Placita」という用語を用いることにした。Steidort 論文が、宮宰の関係文書^{ブラキタ} Placita に分類しているので、「宮宰 Placita」という用語も使うことにした。「裁判ウワクンデ」という用語については、その意味内容があまりにもあいまいであると考え、「判決証書」という仮訳をあてることもした（拙稿「宮宰 Placita」五〇頁以下）。

「広義では、判決を含んでいるウワクンデ。狭義では、『国王裁判ウワクンデ』で、『訴訟の全経過を書き記す方式での「国王裁判所の判決』（Eugen Haberkern / Joseph Friedrich Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker*, 2. Bd.,

Verlag Francke, München 1964, S. 482) 『国王裁判所における裁判が終了した後に判決を書面にしたものである』種のウワクンデが *placitum* と呼ばれている』(R. C. Van Caenegem, unter Mitarbeit von F. L. Ganshof, Kurze Quellenkunde des Westeuropäischen Mittelalters, Verlag Vandenhoeck & Ruprecht, Göttingen 1964, S. 56)。
『*Placitum* は、裁判経過が正確に再現されている点で、その文書形式上の構成において通常の国王ウワクンデが持つ諸特徴から区別される。外見上の特徴にみられる差異——たいていの場合存在しない君主の個人署名。多様な押印。安価な飾り振り。私文書との近似性——は、程度の問題でしかない』(Renate Klausner / Otto Meyer, *Clavis Mediaevalis*, Verlag Otto Harrassowitz, Wiesbaden 1966, S. 192) (拙稿「中世初期」五七～五八頁)。

さらに、私は、拙稿「宮宰 *Placita*」において、文書分類項目の一つとして *Placita* を用いることにためらいをもち始めていることを述べた。その理由は、さまざまな文書に出てくる *Placita* あるいはその単数形 *Placitum* が先の引用文で紹介したような意味内容を本来的に有していないからである(四八頁)。

そこで、私は、*Placita* に代えて、「史料で実際に使われている一般的用語、例えば *iudicium* や *iudicium evindicatum* [= *evindicatum*] を採用するのがよい」とおもう(四八頁)との提案を試みた。史料上の用語は史料上の意味に即して使うべきだと考えるからである。

しかし、その後、Bergmann の指摘——『*iudicium evindicatum* は「個別には国王文書のためにも登場している」が、それは、『*iudicium* 概念一般と同様に主として非国王ウワクンデの領域に属するものであるようにおもわれる』(S. 50)』を見落としていたことに気づいた。*Placita* に代わる用語の探索は、今後とも続けていきたい。

ちなみに、Stieldorf 論文は、*Placita* に対応する史料に即した用語は存在せず、証書に関係した名称としては、

strumentum, instrumentum, carta praeceptio が使われている」と述べている (S. 9)。Bergmann によれば、「国王
Placita は通常 praeceptiones と呼ばれていることが確認できる」という (S. 49)。しかし、strumentum,
instrumentum, carta praeceptio, praeceptiones も訴訟にのみ関係した文書の名称ではなく、さまざまな種類の文書の
総称である。

それはそれとして、国王文書か否かという、Bergmann の先の指摘からわかることは、学界は、Placita という用語を、
国王の下における訴訟にのみ事実上限定して使用していることである。国王文書の一種類としての Placita に、研究の
光は当てられている。Stiedorf 論文はこの用語を宮宰の下での訴訟にも関係させているが、関心が向けられているの
はもっぱら国王 Placita である。

それでは、このことを前提にした上で、何が Placita に関する共有知とされるべきであるのか。いまのところ、私に
理解しやすいのは、先の引用文中の Renate Klausner / Otto Meyer の定義である。うまくてもなく、Renate Klausner /
Otto Meyer は、国王 Placita と宮宰 Placita を区別している。

三 地 名

Die Urkunden der Arnulfinger, hrsg. von Ingrid Heidrich には、地名索引が付けられている。索引では、文書に出て
くる地名と現代の地名の同定が行われている。一つのラテン語表記地名を一つの現代地名に特定できないために、可能
性のある複数の現代地名をあげている同定もあるし、同定できていない地名もある。編者の Heidrich による同定は行
われずに、別人が同定した現代地名が紹介されている場合も少なくない。本稿第五章で最初に試訳する Arnulfinger,
アルヌルフインガー

Nr. 23には、一一の地域圏 (pagus^{パグス}) 名とそれらの地域圏に所在する、合わせて四八の地名が出てくる (本稿二二―二四頁)。その四八の地名についても、同定のされ方は同様である。

本稿では、一つのラテン語地名に複数の現代地名が当てられていればそれらを全て地図上で確認し、その確認図を巻末に掲載した。その確認は、だいたいこのあたり、という程度の大雑把なものでしかない。また、確認に誤りがあるかもしれない。現代の地名を確認する際には、Google 地図を主として利用した。

確認図を作成する際に、以下を参考にしてゐる。 <http://francia.ahfeldt.se/page/places/3628>; <http://francia.ahfeldt.se/page/documents/69>; *Annuaire historique pour l'année 1837, publié par la société*, 1836, pp. 231; Ralf Peters, *Die Entwicklung des Besitzums der Abtei Saint-Denis in merowingischer und karolingischer Zeit*, 2005, S. 38 ff.

現代地名との同定に関係して、*Kölzer* 2巻末の地名索引も参照してゐる。

四 ピピン三世、カールマン

(一) ピピン三世

『西洋史辞典』は、ピピン三世 (小ピピン: Pippin der Jüngere / 七四一年～七五一年は宮宰) について次のように説明してゐる。

「フランク国王 (七五一―七六八)。カロリング王家初代の王。七四一年父カール・マルテルの死後ネウストリア

〔「ネウストリエン: 地図I」の宮宰となり、七四三年には七三七年以来空位の「メロヴィング朝の」王座にヒル

デリヒ三世をつけ、七四七年兄カールマンが修道僧になるとアウストラシア〔IIアウストリエン・地図I〕の宮宰を兼ね、全フランク王国の実力者となり、前代以来の教会領没収をめぐる紛争を解決して、教会の十分の一税徴収権を広範に承認。七五一年ローマ教皇ザカリアスの黙認を得て王〔IIヒルデリヒ三世〕を廃位、ソアソン〔Soissons・地図II-1〕の諸侯会議によって正式に王に推戴され、ゲルマン古式の楯に乗る儀式のほかに、教会側の塗油の儀式をもあわせ行つて即位。……〔六二〇～六二二頁。傍線は岩野による〕。

本稿で取りあげるカールマン (Karlmann: 出生七五一～没七七一) は引用文中のカールマンではなくて、ピピン三世の二番目の息子である。一番目の息子はカール大帝 (Karl der Große: 出生七四七～没八一四年) である。

(二) 「ザカリアスの黙認」?

先の引用文中に傍線をつけた「黙認」という用語法は適切なのか。以下、この「黙認」に関係する事柄を、——それはもはや常識ともいえることなのであるが——整理しておきたい。⁽⁵⁾

フランク王国をつくりあげたメロヴィング家の王朝は、シギベルト三世 (分国 *Austrien* の国王: 在位六三三か六三四～六五六年)、クローヴィス二世 (分国 *Neustrien* の国王: 在位六三九～六五七年) の代から「名ばかりの国王たち」の時代に入る。このようななか、*Austrien* の宮宰であったカロリング家のグリモアルト (出生七二〇年頃～没六六二年) はいわゆる「グリモアルトのクーデター (Staatsstreich Grimoalds)」といわれる挙いで、自分の息子ヒルデベルト (六六二年頃没) を子供のいないシギベルト三世の養子に送り込む。

ところが、その後、シギベルト三世に嫡子タゴベルト二世（六七九年没）が生まれる。そこで、グリモアルトは、その嫡子を、シギベルト三世の死後すぐにポワティエ〔地図Ⅰ、地図Ⅱ-2〕の司教デシデリウスに引き渡す。そして司教デシデリウスはこの嫡子をアイルランドにある修道院に入れる。こうしてグリモアルトの息子ヒルデベルトは分国 アウストリエン *Austrien* の国王の座につく（在位六五六〜六六二年）。しかし、そのあとが続かず、ヒルデベルトの没年六六二年にグリモアルトも処刑されてしまい、分国 アウストリエン *Austrien* の王位はメロヴィング家に戻る。「グリモアルトのクーデター」が語っているのは、実力においてまさるだけでは、ましてや奸計では、メロヴィング家の王家としての正統性を突き崩せない、ということである。

（三）メロヴィング王家の正統性の担保——ローマ帝国とローマ皇帝

以下の記述は、メロヴィング家の王家としての正統性の淵源を説明している。「五〇八年にクロウヴィス〔Ⅱメロヴィング朝フランク王国初代国王〕がトゥール〔地図Ⅰ、地図Ⅱ-3〕で東ローマ皇帝アナスタシウス一世から『プロケイス・コンスラトリリス *Prokeis・Konstratilis*』の職を受領したことは、ローマ皇帝のみが正統な世界統治者であるとする古代的な世界理念の枠組みのなかでみずからの支配を確立しようとしたことを示している。このようなかたちでフランク王国が皇帝によって承認されたのち、クロウヴィスは本拠地をソワソン〔地図Ⅱ-1〕からパリに移し、ローマ人がつくったシテ島の建物を王宮とした」⁽⁶⁾。

「クロウヴィスは自らを（東）ローマ皇帝の代表と考え、ローマのコンスル職の称号と衣服をつけていたし、数世代の間かれとその後継諸王は、すべての貨幣にローマ皇帝の頭部を刻ませていた。宮廷役人もまた、ローマ官職の諸称号をとっていた」⁽⁷⁾という。

(四) カロリング王家の正統性の担保——ローマカトリックとローマ教皇

実力においてまさるカロリング家は、ピピン二世(中ピピン: Pippin der Mittlere / 出生六四〇か六五〇〜没七二四年。先のグリモアルトの甥)の代に「全王国の実権を掌握」し、そしてピピン三世の代に、『西洋史辞典』からの本章冒頭の引用文にあるように、ローマカトリック、ローマ教皇という宗教的権威を借りることでメロヴィング王家の正統性を打破することに成功する。

すなわち、ピピン三世は、王国集会の承認を得て、ヴェルツブルク司教ブルカルト、司祭フルラトをローマに派遣し、ローマカトリックにおける最高権力者である教皇ザカリアスに、フランク人の国王たちは国王たる力がないのに統べているが、それはかまわないことなのか、と尋ねさせる。教皇ザカリアスは、力をもつ者が国王と呼ばれる方が、力をもたない者がそう呼ばれるよりはましである、と答え、そして、秩序が乱されないためには、ピピン三世が国王になるべきだ、と、教皇の権威をもって回答する。

ピピン三世は、その回答を受けて、七五一年、ソワソン〔地図Ⅱ-1〕でフランク人によって国王に選ばれる。そして、大司教ポニファティウスに先導された司教たちによる塗油式が行われる。ピピン三世をフランク国王として受け入れるこの塗油式は、ピピン三世を「神の選びし者」として世に明らかにする秘蹟とみなされている。

ピピン三世は、七五四年、二人の息子——カール大帝〔在位七六八〜八一四年〕、カールマン〔在位七五四か七六八(七七一年)——と共に、聖下二聖堂で教皇ステファンからもう一度塗油の秘蹟を受ける。このことは、カロリング家が王家としてないし王たる者の血筋として塗油の秘蹟を受けたことを、すなわちピピン三世とその後継者たちは「神の恩寵による国王」であるという、メロヴィング家に代わる正当な王家としての正統性をこの秘蹟とおして動かし難いかたちで保証されたことを意味している。

七七〇年頃か七七五年頃に生まれたと推定されているアインハルトの *Vita Karoli Magni* を「國原吉之助が『カロール大帝伝』という書名で邦訳している⁽¹¹⁾。その邦訳のなかに次の一文がある。「一方、ピピヌスはローマ教皇の權威によつて、宮宰から王にたてられる」(一〇頁)。この訳文中の訳語「權威」の原語は *autoritas* である。⁽¹²⁾ ニールマイヤーは、*autoritas* の訳語のひとつに *papal mandate; päpstliches Mandat* (教皇の指図) をあげている。Einhardi Vita Karoli Magni のドイツ語訳では *Spruch* である。⁽¹³⁾

問題の箇所 *autoritas* の具体的中身は、事柄の経緯からすると、ピピン三世からの二者択一形式の質問に対する回答であると考えられる。したがつて、この *autoritas* は *Spruch*——すなわち「〔ローマ教皇の〕判定」の意味合いをもつて使われているようにおもう。しかしながら、Einhardi Vita Karoli Magni には次の一文もある。Gens Merovingorum, de qua Franci reges sibi creare soliti erant, usque in Hildricum regem, qui iussu /Stephani Romani pontificis depositus ac detonsus atque in monasterium trusus est, durasse putatur (フランク人たちが自分たちの王をそこから選ぶことを慣わしとしていたメロヴィング家は、ローマ教皇ステファンの *iussu* によつて退位させられ、髪を刈られ、修道院に追いやられたヒルデリヒ国王までは続いたと考えられる)。この一文では、*iussu* という、「命令」あるいは先述の Niermeyer が *autoritas* に与えている訳語「Mandat (指図)」に相当する強い調子の用語が使われている。⁽¹⁴⁾

國原訳には、「二人〔カール大帝とカールマン〕は、神の承認を得て、王国の繼承権を手に入れていた」(一〇頁) という箇所もある。原文は以下である。……superstitibus liberis Karlo et Karlomanno, ad quos successio regni divino nutu pervenerat。⁽¹⁵⁾ 原文の意味合いは、ピピン三世はカールとカールマンという二人の息子を遺して他界し、そのあと「神のお指図によつて、王国の繼承は二人の息子の行くところとなった」である。

以上、國原訳を取りあげたのはいうまでもなく、國原訳の訳語を点検するためでない。ローマカトリックとローマ教皇がカロリング家の王家としての正統性を保証し担保するためにいかに公然と能動的な役割を果しているかを確認するためである。そして、この確認は、『西洋史辞典』からの本章冒頭の引用文中の「ザカリアスの黙認」という記述に疑問符をつけさせることになる。

(五) 塗油

Leiknon⁽¹⁶⁾の記述によると、ピピン三世は、メロヴィング家の血筋（血統）にあてはめて使われている、「国王は神聖であるとするあれこれの観念（Königshelvorstellungen）」を打破するために、また国王としての自らの支配権の正当性を宣告するために、塗油式を国王即位式のなかに取り入れる⁽¹⁷⁾。そして、このことによって、塗油式をすることは西洋^{Western}において国王即位式のための標準的基準になった。国王即位式の際に塗油式が行われている、ということだけでは、中世において最初に確認できる事例は、スペインの西ゴード王国^{West Gothic Kingdom}でのヴァンバの即位（六七二年）の時である。

ピピン三世が採用した塗油式の直接のモデルは何かも論争されているという。論点は以下である。イスラエルの作法が教会での塗油式を経由して大陸に継受されたのか／西ゴート王国の作法か／ローマの宗教儀式における洗礼後の塗油式（堅信）か／以上のそれぞれが共に作用しているのか（S. 1289～1290）。

イスラエルの作法というのは、イスラエル王国の初代国王サウル、第二代国王ダビデ、第三代国王ソロモン^{Solomon}等が塗油されて王位に就いていることを一般的には指している⁽¹⁸⁾。

(六) 「旧訳聖書」のなかの諸王たち

渡部治雄は、ピピン三世の塗油式礼は「旧約聖書のダビデ王の故事」にならうものである、と述べている⁽¹⁹⁾。このような特定が可能なか否かの判断は、先述のように論争があることから留保したい。ただ、これも一般的にいつて、カロリング時代に入って、カール大帝やその息子ルートヴィヒ敬虔帝の名前がでてくるその隣に、「旧約聖書」に登場する *Yosua* (「モーセのあとを継いだ指導者」、*Ezechiel* (「預言者」、*Yosia* (「ユダ王国末期の最も優れた王といわれている」、*Yob* (「苦難に屈せず信仰を貫いた義人」、ダビデの名が「模範的な王たち」として登場する、という。そのなかでもとりわけダビデのイメージは重きをなしていたようである⁽²⁰⁾。

(七) カール大帝とカールマン

ピピン三世の死後、カール大帝とカールマンは王国を分割統治する。カール大帝はより大きい領土を王国北部に *Aquitania* から *Thuringen* まで) 受け継ぎ、カールマンはより小さい領土を王国南部に (*Brugund* から *Alemannien* まで・地図I) 受け継いだ。カール大帝の領土は、丸カッコの、上のかぶせもののようにカールマンの領土に北側からかぶさる⁽²¹⁾。カール大帝は父ピピン三世の支配地だったところを、カールマンは叔父の *Karlmann* の支配地だったところを継承したようである⁽²²⁾。

カールマンはイタリア政策等をめぐって、兄のカール大帝と対立を深めるなか二〇歳の若さで他界し、カールマンの支配地はカール大帝のそれに統合される⁽²³⁾。

五 文書の試訳と解説

(一) まえおき

試訳および解説の対象にする国王文書は四通である。そのなかの三通(D. karol. I Nr. 1, 6, 12)はピピン三世の文書一通(D. karol. I Nr. 51)はカールマンの文書である。この四通の文書の一方当事者は全て聖Denis修道院である。

本稿では、以上四通のほかに、ピピン三世がまだ宮宰であった時代の文書一通も検討の対象に加えている。アルヌルフ・フォン・ガール(Arnulf von Garra)に収録されているNr. 23である。この宮宰文書の一方当事者も、聖Denis修道院である。

私は、拙稿「宮宰Placita」において宮宰時代のピピン三世の文書を取りあげた際、このNr. 23をはずした。その理由は、Arnulfingerの編者Heidrichがそれを判決証書——いわゆるPlacita——に加えていなかったからである。しかし、Hübnerはこれを裁判関係文書として分類している。なぜこのような違いがでるのか。本稿ではこの点に留意しつつNr. 23に向き合いたい。したがって、本稿で検討するピピン三世の文書は合計四通になる。

本稿において五番目に試訳するD. karol. I Nr. 51についても、Hübnerはこれを裁判関係文書として分類しているが、Stieldorf論文はこの文書をそもそも取りあげていない。このような違いがなぜでるのか。いまの私には、その理由はわからない。

Stieldorf論文は、二、三、四番目に試訳するD. karol. I Nr. 1, 6, 12をPlacitaに分類している。

文書の試訳および解説は、作成年の古い順にする。したがって、ピピン三世については、宮宰時代の文書が最初にくる。

試訳、解説する各文書の番号は、D. karol. I等、それぞれの文書を収録している刊本のなかで当該文書に付けられて

いる番号である。その番号のあとの「」は、^{ヒュブナー}Hübnerの目録番号、そのあとの（）内では当該文書が^{写し}Kopieなのか^{オリジナル}Originalなのかの別、当該文書の交付年月日、作成地を当該刊本に従い示している。

試訳中の略字、略記号 xxx……xxx, MF, M, C, SR, NT, SI, D. の意味は以下のとおりである。xxx……xxx は、^{エロンガータ}Elongata で書かれていることを示している。文字の上や下の部分を長く伸ばして書いたり、行間を大きく空けるなど空間を広く取って書く等々のスタイルを特徴にしている。荘重な感じを持たせるための書体のようである。MF, M, ^{モノグラム}Monogramma Firmatum づ、^{モノグラム}Monogramm (装飾文字) が使われていることを示している。C. は ^{クリスモン}Chrismon (十字架) づ、Chrismon はキリストに呼びかけていることを象徴的に表現するための符号である。豪華に装飾された独特の十字架が符号として使われる場合もある。N. T. は ^{タイロ式}Notae Thronianae (「ローマ時代にタイロが作りだした速記文字」) のことで、速記用の文字がそこに書かれていることを示している。SI. は ^{シグillum}Stigillum (印章) の略記であり、SI. は翻刻対象文書の箇所に、印章が押印されていることを示している。D. は ^{デペリタム}Deperditum で、押された印章などが完全に失われていることを示している (拙稿「Placitaについて」三三三頁以下)。

試訳中にあるセミコロンの付いているものや二倍ターシ、傍線、スラッシュは、試訳の必要から、私に加えられたものである。スラッシュは、そこで改行がされていることを示している。

(二) 取りあげる文書

(一) Arnulfinger Nr. 23 [76] (Original. 751 vor 23. Sept. / 22. Okt., vielleicht sogar vor dem 20. Juni)

要旨：尊き人である宮宰ビビンは、^{ドニ}聖 Denis (修道院) の ^{フルラド}Fulrad 大修道院長の願いにより、時間の経過のなかで当該の修道院の手から離れてしまったが、しかし、当該修道院へのその帰属がビビンの使者の Chlodio と Guichingo によ

確認された財産全てについて確認証書を交付した。名前があげられているとして *Famars, Brabant, Brie, Mulcien, Boisselles, Chamblois, Vexin, Madrie, Talou, Vimou* など諸地区にあるこれら財産は判決によって聖 *Denis* (修道院) のものであることが認められた。ピピンは「自らの」^{debeat} 祈念を財産回復と結びあわせた。

七五一年九月三日／一〇月二日、加うるに
おそろく六月二〇日以前

試訳

(C) 君主たちによる最上の統治、最大の保護とは、聖職者たちによって、神の教会全ての利益のために何が熱望されているかについて聡明に見とおしそして正しく且つためになるように神の教会全てに善行を拒まず、神のためにと熟考されたことについて神の御名において実行に移すべきことである (Summa cura et maxima sollicitudo debet esse principum ut ea quae a sacerdotibus pro opportunitate ecclesiarum Dei fuerint postulata solerter perspicere et congrua vel oportuna eis beneficia non denegare sed ea quae pro Dei sunt intuitu ad effectum in Dei nomine mancipare)。^o 又て、尊き人ー宮宰ピピンは全ての司教たち、大修道院長たち、太公たち、^{comes} 伯たち、^{domestici} ドメステイクスたち、^{grafii} グラフイオたち、^{vicerarii} ヴィイカリウス、^{centenarii} ケンテナーリウスたちにあるいは四方に出かけている余の全ての使者たちに (omnes missos nostros discurrentes) あるいはいずこであれ裁判権を与えられている全ての者たちに (quacunq;ue iudiciaria potestate predictis) 「知らしめる」。汝らの良き勤務と卓越さが知るごとく (Cognuscat utilitas seu magnitudo vestra)、余の守護者である偉大な御方ー殉教者の聖 *Denis* の私財であり、その偉大な御方がそこに遺骸で安らい給う聖堂の高貴な人 *Fulradus* 大修道院長はその聖 *Denis* 修道院の僧侶たち、代理人たち (「原告」) を通して当該の聖

Denis 修道院のあちこちのヴァイラvicariaに關係して訴えをして (missa petitione) 余に申し立てをし (nobis suggesti) 長期に亘つて、国王たちの寄進によりまた同じくキリスト教徒たちあるいは神を恐れる人びとや敬うべき人びとにより譲与されあるいは贈与されてきた聖 Denis (修道院) のあれこれの財産がよこしまなあるいは悪しき人びと (「被告」) によつて並はずれた貪欲さや悪い性癖の故にあるいは修道院の職務担当者の怠慢のせいであるいは判決が無視されること (a pravis seu malis hominibus per iniqua cupiditate seu malo ingenio vel tepiditate ablatorum vel neglecto iudicium) 聖 Denis の聖堂から略奪されあるいは奪われたと申し述べたのであるが、そのことのために、聖 Denis 修道院の僧侶たちあるいは代理人たち (「原告」) は当該の財産に係る国王たちの証書testamentumやそのほかの複数の証書 (reliqua instrumenta cartarum) を手に余の宮廷にいる余や余の偉大な紳士たち (proceres) あるいは余の太公たちの面前に途方もなく大変なあれこれの苦勞の末に (per plures vicibus) 来て、審理のために、当該財産を不法に所持している多くの人びと (「被告」) と共に余に近づき余の面前に立った、そして余は殉教者聖 Denis への畏敬の念からあるいは神の愛のためにそれらの証書を注意深く読むことを求め、かくして、余は、余のあるいは余の宮中伯の (もとにある) 偉大な紳士たちやあるいはそのほか法の教師たち (reliqui legis doctores) が判決した (iudicaverunt) つとく、何処quocumqueについても聖 Denis 修道院の僧侶たち (「原告」) の権利につき確かだと確認し (ubicumque eorum iusticia invinivus sicut proceres nostri seu comitis palatii nostri vel reliqui legis doctores iudicaverunt) 聖 Denis の聖堂ecclesiaによる用益のために (pro compendio) 聖 Denis の灯明として、——あるいは聖 Denis 聖堂の兄弟たちの生計、貧者たちや巡礼者たちに対する援助のために、当該財産を、余が聖 Denis 修道院の僧侶たち (「原告」) の権利につき確認した際に余が表明した) つとく、余は聖 Denis 修道院の僧侶たち (「原告」) に戻した、そして、余は、余の使者missisである Vuichingo (「Guichingo」) と Chlodio をかの複数の証書を持たせて (cum ipsa instrumenta) 聖 Denis 修道院の僧侶たち (「原告」) の訴えに關係し

つ (ad eorum petitione) 異なる地域圏に (per diversos pagos) 余等が何処についても聖Denis修道院の僧侶たち (= 原告) の権利につき確かだと確認したそのことを、——あるいは聖Denis修道院の僧侶たちや代理人たち (= 原告) が正当な複数の証書 (legitima instrumenta) に基づいて訴えを起したそのことを、すなわち聖Denis聖堂はかの財産の所有権を授与された (exinde vestita fuerat) □あるいは敬うべき人びとそして神を恐れる人びとから当該財産を与えられ贈与された □そして聖Denis聖堂は正当且つ適正に法に基づきかの財産の所有権を授与された (per lege exinde vestita fuerat) □そしてその後のかの財産は不当な手段で聖Denis聖堂から略奪されたのであり、[かの財産を] 聖Denis聖堂に返還すべきだとするそのことを問い糺しあるいは十分に調査するために (ad hoc inquirendum vel investigandum) 派遣した、かくして使者たちはそのことを行つた。異なる地域圏〔のそれぞれ〕で名のあげられたあちこちの場所は次のとおりである：Famars 地域圏にある、偉大な御方ーかつての国王ヒルデベルトが証書を用いて聖Denisの聖堂に譲与した、Gruce と呼ばれている小修道院：同じくBrabant 地域圏にある、Scancia かつて Cambrione と呼ばれている〔それぞれの〕場所：同じくBrie 地域圏にある、Linariolas と呼ばれている場所：Mулicien と呼ばれている地域圏にある、Nartiliaco かつて Cocorniac と名づけられている〔それぞれの〕場所：同じくBeauvais 地域圏にある、Patitoullare, Masciac, Saciaco, Ansinoullare, Theodegarioullare, Ambricocourte, Ebroaldocourte, Gellis と呼ばれている〔それぞれの〕場所：同じくChambliois 地域圏にある、Bodomello と呼ばれている場所：同じくVexin 地域圏にある上のBacivo かつて Bacivo：同じくLa Madrie 地域圏にある Vinas, Ganapium かつて Niventis, Villanova, Rosbaico, Sigrancio, Beranecourte：同じくTalou 地域圏にある Pictus, Macerias, Vernum, Fiscera, Pocio, Podalcha, Britenevalle, Artiliaco, Augusta, Rausedo, Crisonarias, Vuarico と呼ばれている〔それぞれの〕場所：同じくVimeu 地域圏にある Marca, Nialcha, Nialchis, Avisnas, Rodeno, Rodalcha, Sotlicolas, Vidriaco, Horona, Arcas と呼ばれている

〔それぞれの〕場所：Amiens 地域圏にある Pisciaco として Adsulio と呼ばれている〔それぞれの〕場所、そしてさらに異なる地域圏にある、それぞれ個別に名前をあげる必要のない、聖 Denis 聖堂が所有権を現在授与されていることが明らかである。あちこちの大小の場所：かくして、使者らによって確かだと確認された如くあるいは十分に調査された如く (sicut ab ipsis inventum vel investigatum fuit)、『当該の財産を、聖 Denis 聖堂の聖職者たちあるいは代理人たち (原告) は聖 Denis 聖堂のあれこれの持ち分として (partibus sancti Dimisii) 受け取り、そしてさらに以後今日から聖 Denis 聖堂あるいは当該の聖 Denis 聖堂の聖職者たちや代理人たち (原告) は未来永劫 (eorum aevus et futuris temporibus) 〔本判決に基づき〕所有し、その所有権を防御するものとする (habeant evindicatas atque elidegatas)』。そのこのの故に、先の Fulradus 大修道院長あるいは、当該の聖 Denis 聖堂で生活をしているあるいは生涯を送ることが明らかである聖 Denis 修道院のかの聖職者たちは、余が当該のことで余の署名で認証した余の証書 (preceptione nostra manu nostra firmata) を以て Fulradus 大修道院長らに保証を与えるべきことを請い求めた、かくして余はそのことを行った、而して知られている如く Fulradus 大修道院長等は当該財産を法と余の宮廷における判決に基づき所有しているは取り戻した (per legem et iusticiam in palacio nostro evindicaverunt vel reciperunt)、『また Fulradus 大修道院長と同じくその後継者たちはこののちうまごも (omni tempore) 上記の如く、聖 Denis の聖堂による利益のために、灯明のためあるいは聖職者たちの衣服 (vestimenta monachorum) あるいはそのほかの生計手段あるいは貧者たちや巡礼者たちに対する援助のために (本判決に基づき) 所有し、その所有権を防御するものとする (habeant evindicatas atque elidegatas)』。そしてまた Fulradus 大修道院長たちにとって、余や余の息子たちあるいはフランク人の王国の安泰のために昼も夜も不断に祈願しあるいは主の慈悲を懇願することは常に以前にもまさって喜びである。だろ、う、また、Fulradus 大修道院長たちは、彼ら (Fulradus 大修道院長たち) が余に約束したように、ミサにおいて同

じく礼拝において聖 Denis の聖体安置所で (ad sepulchrum) 彼らが祈祷をする際に毎日余の名を唱えるべきである。さらには、余がこののちも彼らの権利につき確かだと確認することができたならば、余はその権利を彼らに進んで (libente animo) 戻すことを欲する。Fulradus 大修道院長たちが請い求めた余のこの auctoritas (国王証書) あるいは preceptio (国王証書) が聖 Denis 聖堂にとつて有用でありそして未来永劫損なわれずにあるいは確固不動であり続けるべきであるから、余は余の署名により下所に認証しそして余の印章付き指輪により押印をした。(S. 1)

署名 + 尊き人ー宮宰。ビビンによる。

解説

【文書の性格】 確認証書か判決証書かの検討が必要である。

【形式など】 パリの国立古文書館所蔵のオリジナル。署名のためだけの行がおかれている。署名は、本文と同じ筆跡であるが、やや大きな書き方がされている。押印された印章がそのまま残っている。日付は書かれていない。Kanzlei

による署名はない (Arnulfinger, S. 114)。

既述のように (一五頁)、Arnulfinger の編者 Heinrich は、Hübner とは異なり、本文書を判決証書——いわゆる Placita——に加えていない。私は、拙稿「宮宰 Placita」では、Heinrich のこの分類に素直に従い (三八頁)、そこでの

試訳に加えていなく。

Heinrich は、本文書を判決証書ではないとする理由を直接には述べていない。しかし、示唆は与えてくれている。

一つは、本試訳に先立ち翻訳しておいた、Heinrich の手になる文書要旨のなかで、Bestätigungsurkunde という用語が用いられていることである。もう一つは、Arnulfinger における Heinrich の本文書解説のなかの次の指摘である。「本

文書は、カール大帝が「以前に行われていた」処分を *Bestätigung* し拡大するための模範〔の文型〕として役立つ
 いる……。カール大帝の *Bestätigung* は、模範〔にした本文書〕の用語法やテキスト表現をまるごとまねたものでは
 ないが、「伝承されている本文書の」BよりもAに近い形式をベースにしたものである〔S. 114-115: 本稿で試した
 のはA〕。

Heinrich はこのように本文書を確認証書だと考えている。では、確認証書と判決証書とはどう違うのか。Hubner が
 この文書を裁判関係文書に分類しているのはなぜか。これらの点については章を改めて考えてみたい。

【開廷地】裁判が行われたか否か不明。このことを前提にして参考までにいえば、宮宰であった時代に、ピピン三世
 が開廷している場所は *Venum*〔*Yaires-sur-Marne*〕⁽⁵⁷⁾、*Attinaco*〔*Attigny*〕⁽⁵⁸⁾ である。

【文書作成地、交付地】不明。

【係争対象所在地】① *Farnars* 地域圏 *Cruce*〔*Croix-Caluyan*；地図Ⅲ-1〕——*Croix-Caluyan* は、直線距離でパ
 リから一五二km程の所である。以下、「……km程の所」という場合の起算点はパリである。

② *Brabant* 地域圏 *Scancia*〔*Ecaussines* / *Belgen* か…；地図Ⅲ-2〕⁽⁵⁹⁾、*Cambriome*〔*Cambron-Saint-Vincent* /
Belgen；地図Ⅲ-3〕——*Ecaussines* は二〇七km程、*Cambron-Saint-Vincent* は一九九km程の所。

③ *Brie* 地域圏 *Linariolas*〔*Lignerolles*；地図Ⅲ-4〕——*Lignerolles* は五六km程の所。

④ *Mulden* 地域圏 *Nartiliaco*〔*Natizy*；地図Ⅲ-5〕⁽⁶⁰⁾、*Coconico*〔*Chococoin*？；地図Ⅲ-9；*Coigny*？；地図Ⅲ-
 5のNatzyから西北西の方向で一四kmほどの所〕——*Natizy* は三二一km程の所、*Chococoin* は二五km程の所。

⑤ *Beauvais* 地域圏 *Partiouillare*〔不明〕⁽⁶¹⁾、*Masciaco*〔*Messy*？；地図Ⅲ-7〕⁽⁶²⁾、*Saciaco*〔*Sacy-le-Grand*？；地図Ⅲ-
 8；*Sacy-le-petit*？；地図Ⅲ-9〕⁽⁶³⁾、*Ansinouillare*〔*Ansauvillers*；地図Ⅲ-10〕⁽⁶⁴⁾、*Theodegariouillare*

〔Thury-sous-Clermont ? : 地図Ⅲ-11〕^{チユリー ス クレールモン} Amblicocourte [Evrincourt ? : 地図Ⅲ-12 ; Avricourt ? : 地図Ⅲ-13]^{エウリックール}
Ebroaldocourte [Vrocourt ? : 地図Ⅲ-14 ; Evricourt ? : 地図Ⅲ-15]^{エウリックール} Gellis [Jaux ? : 地図Ⅲ-15] — Messy [四
四程の所。Sacy-le-Grand は五二四程の所。Sacy-le-petit は五五km程の所。Ansaullers は七二km程の所。
Thury-sous-Clermont は五二km程の所。Evrincourt は八〇km程の所。Avricourt は八六km程の所。Vrocourt は七四km程の
所。Jaux は六一km程の所。]

⑥ Chamblouis 地域圏 Bodornello [Bornel : 地図Ⅲ-19] — Bornel は三二四程の所。

⑦ Vexin 地域圏 Baccio superiore [Bezu-la-Foret : 地図Ⅲ-17]^{ベズラフォレ} Baccio subteriore [Bezu-le-Long : 地図Ⅲ-18]^{ベズラフォレ}
— Bezu-la-Foret は三三四程の所。Bezu-le-Long は六一四程の所。

⑧ La Madrie 地域圏 Vinnas [Les Vignes : Eure-et-Loir 県のか〈地図Ⅲ-19〉 ; Seine-et-Oise 県のか〈地図Ⅲ-
20〉 地図Ⅲ-21]^{ラ マドリー ヴィナス} Gamapium [Gambais ? : 地図Ⅲ-22]^{ガマピウム} Rosbacio [Rebetsz か。 : 地図Ⅲ-25]^{ロスバシウム} Sigrancio [Serans ? : 地図
Ⅲ-26]^{シグランチウム} Beranecurte [Brigançourt ? : 地図Ⅲ-27 ; Brécourt ? : 地図Ⅲ-28] — Les Vignes 村^{レズヴィン} Eure-et-Loir 県
所在の場合には八一四程の所。Seine-et-Oise 県の地図Ⅲ-20 は三八km程の所、地図Ⅲ-21 は四四四km程の所。Gambais
は四四km程の所。La Gamacherie は五二四程の所。Villeneuve-en-Chevrie は五六km程の所。Rebetsz は五一km程の所。
Serans は四九km程の所。Brigançourt は三九km程の所。Brécourt は六二km程の所。

⑨ Talou 地域圏 Pictus [不明]^{ピクト} Macerias [不明]^{マセリア} Vernum [本稿七六頁【追記】参照]^{ヴェナム} Fiscera [Fesques : 地図
Ⅲ-29]^{フィセラ} Pocio [La Bosse ? : 地図Ⅲ-30]^{ピシオ} Bodalcha [Bouffles : 地図Ⅲ-38 に重なる]^{ボダルチャ} Brittenevalle
[Beneval-le-Grand : 地図Ⅲ-31]^{ブリッテネヴァル} Artiliaco [不明]^{アティリャコ} Augusta [Oust-Marest : 地図Ⅲ-32]^{オグスタ} Rausedo [Rosay : 地図Ⅲ

— 33) Crisornarias [La Cressonnière : 地図 III—25]、Vuariaco [不明] — Fesques は一〇九四程の所。La Bosse は一三三四程の所。Bouaffes は一二四四程の所。Berneval-le-Grand は一三三三程の所。Oust-Marest は一三二二程の所。Rosay は一二二四程の所。La Cressonnière は一三五五程の所。

⑩ Vineu 地域圏 Marca [Marques ? : 地図 III—35]、Nalcha [不明]、Nalchis [不明]、Avisnas [Avesnes-Chaussoy ? : 地図 III—36 ; Belle-Avesnes ? : 地図 III—25]、Rodeno [Vieux-Rouen-sur-Bresla ? : 地図—88]、Rodalcha [Bouaffes : 地図 III—88]、Sodicolas [Sottheloux ? : 地図 III—88]、Sones ? : 地図 III—89]、Vidriaco [Wiry-au-Mont : 地図 III—94]、Horona [Hornoy-le-Bourg : 地図 III—41]、Arcas [Arguel : 地図 III—42]、—Marques は一〇二四程の所。Neaulles-Saint-Martin は一〇四四程の所。Avesnes-Chaussoy は一一〇四程の所。Belle-Avesnes は一二二九程の所。Vieux-Rouen-sur-Bresla は一〇五五程の所。Sones は一一二四程の所。Wiry-au-Mont は一一六四程の所。Hornoy-le-Bourg は一〇二四程の所。Arguel は一〇五五程の所。

⑪ Amiens 地域圏 Pisciacio [Pissy : 地図 III—33]、Adaulto [Seux : 地図 III—44] — Pissy は一〇二四程の所。Seux は一〇三三程の所。

【その他】次の用語が使われている。「法の教師たち (legis doctor)」「法と判決に基づき (per legem et iusticiam)」。

(2) D. karol. I Nr. 1 [77] (Kopie 752 März 1)

跋語: [小] ドゥンは、聖 Denis 修道院の Fulradus 大修道院長が Gislemar に対決して Avezé villa やその他の財産を [小] ドゥンの面前で判決によって勝ち取ったことを証書で証明した。

試訳

フランク人の王ピピン 尊き人。余が神の御名において Vermeria [Verberie] における余の宮廷で余の偉大な紳士たちあるいは誠実の士たちと共にあらゆる訴えを聞きそして公正に審理することにより (recta iudicia) 「その訴えに」 決定を下すべくいる時、そこに、余の守護者である偉大な御方 Denis の私財であり、その偉大な御方がそこに遺骸で安らい給う聖堂の高貴な人 Fulradus 大修道院長 (＝原告) が来て、 Gislemarus (＝被告) という名前のある者を訴え (interpellabat) ‘Cenomanico [Le Mans, Sarthe ?] 地域圏および Oximensi [Exmes ?; Monceaux-au-Perche ?] 地域圏) における Abaciacus [Avezé] と呼ばれつゝ、聖 Denis の villa 及び Matricensis [La Madrie] 地域圏の Sibriaco [Civry-la-Foret] における Gislemarus (＝被告) の母親が、Loba とつゝ名前の女性が彼女 (＝Loba) の死後寄進証書 (testamentum) により先の聖 Denis の聖堂に譲渡した [かの地所を]、——Loba という名前の女性がそのヴィラにつき聖 Denis の代理人たちと共にヒルペリヒ国王の面前に立った寄進者であったかの地所を、——これら財産を、同 Gislemarus (＝被告) がそのあとに不法、不正に略奪した (post hec malo ordine retinebat et iniuste) ‘とつゝ理由を返還請求をした (repetens)。他方、同 Gislemarus (＝被告) は直ぐに出廷した。そして、何ひとつ否定することができなかつた (Ipse vero Gislemarus in presenti astabat, unde nullatenus potuit denegare) ‘——かへつて Gislemarus (＝被告) は、彼 (＝被告) の母親の Loba が Cenomanico [Le Mans, Sarthe ?] 地域圏にある先に名前のあげられた Abaciacus [Avezé] を何ひとつ欠けぬつゝなく (cum omni integritate) ‘そしてまた、 Matricensis [La Madrie] 地域圏の Sibriaco [Civry-la-Foret] におけるかの地所を何ひとつ欠けるつゝなく聖 Denis の聖堂に所有引渡しにより (manu potestativa : durch Besitzübertragung ; by livery seisin) 譲与したつゝを直ぐに認めた。そして直ぐに聖 Denis の聖堂

フルラド
 の Fulradus 大修道院長 (「原告」) の vadum を手渡すことにより先述の Abaciacus [Avezé] と
 Sibraco [Civry-la-Forêt] の [それぞれの] ヴィイラにつき、——すなわち、いずこの地であれ、すでに名前の出た、彼
 「被告」の母親 Loba が聖 Denis の聖堂に譲与した全ての物、それらヴィイラで所持していた全ての物につき所有を回
 復させた (revestisse) ことは明らかである。その後 (postea) に、Gislemarus 「被告」は彼「被告」の棒を用い
 て聖 Denis の聖堂の Fulradus 大修道院長 (「原告」の前で) (「当該の財産」から完全に立ち退いたと表明した (per
 suam festucam se exinde in omnibus contra ipsum abbatem Fulradum in causa sancti Dionisii dixit esse exiit))。そ
 うで、余は、余の偉大な紳士たちあるいは誠実の士たちと共に、——それは Milo, Rotgarius, Cheimgaudus,
 Crothardus, Gerichardus, Aufgarius として余の宮中伯 Wibertus あるいはその他多くの人びとであるが——、同
 Gislemarus 「被告」は直ちに^{Proprietas} 出廷したにもかかわらず、何ひとつ積明することができなかった、と判決を下した。こ
 は明らかである。それは、余は、本件訴訟がこのように行われあるいは為し終えられた (nec causa sic acta vel
 perpetrata fuit) が故に、同 Fulradus 大修道院長 (「原告」とその後継者たちは先に名前のあげられた Abaciacus
 [Avezé] と Mauriacensi [La Madrie] 地域圏の Sibraco [Civry-la-Forêt] の [それぞれの] あちこちのヴィイラを何ひ
 とつ欠けることなくそしてそれらヴィイラに合わせられている物全てあるいは付属している物全てと共に、そしてまた「漠
 然としていて」特定できない物を元のまま、——すなわち、あちこちの土地、その土地の上に立っているあれこれ
 の住居 (建物)、小作人たち、マンキピアたち、あちこちのブドウ畑、あちこちの森、あちこちの未耕作地、あちこち
 の牧草地、あちこちの水源、〔河川湖沼等〕水のあるあちこちの所、あちこちの川、あれこれ結びついている物あるい
 はつながっている物、あちこちの製粉所、飼育番たち付の雌雄の〔家畜の〕群れと一緒に (id est una cum terris
 domibus superpositis accolabus mancipiis vineis silvis campus pratis pascuis aquis aquarumve decursibus iunctis vel

subiunctis farinarius gregibus cum pastoribus utriusque generis et sexus) ——、言い換えるなら Joba が彼女 (= Joba) の死後寄進証書により聖 Denis の聖堂に譲与した全ての物を、かつまた Joba が余の先任者であるヒルペリヒ国王やまた同 Fulradus 大修道院長 (「Ⅱ原告」) の先任者 Hugonem の面前で「譲渡した」寄進者であったかの全ての物を、調べられた当該の死後寄進証書に基づき、同 Gislemarus (「Ⅱ被告」) に対抗して所有し、その所有権を防禦するよう (inspectis ipsis testamentis contra ipsum Gislemarum habeat evindicatas atque eligatas) せしめて、このち、本財産を原因として、おぼやかりのつけられた訴訟が両当事者の間をへり返されぬよう (sit inter eos in postmodum ex hac re omni tempore sopita causatio) 余は命ずる (iubemus)。

余の統治の一年目三月一日に授与された Vermeria [Verberie] につ、幸あれ。

解説

【文書の性格】 判決証書に分類されている。

【形式など】 パリの国立古文書館所蔵の一二世紀末か一三世紀初めの Chartular 所収。Chartular (cartulare) とは、

修道院など特定の機関の文書庫に保管されているさまざまな証書や時にはそれ以外の文書類がそこに書き写されている手写本 (稀には巻物) のついでである (R. C. van Caenegem, Kurze Quellenkunde des Westeuropäischen Mittelalters, 1962, S. 71)。

【開廷地】 Vermeria [Verberie : 地図 II-4]。パリから北東へ四〇km程の所。

【文書作成地・交付地】 Vermeria [Verberie]。

【係争対象所在地】① Cenomannico [Le Mans, Sarthe ?] 地域圏もろゝは Oximensi [Exmes ? ; Monceaux-au-Perche ?] 地域圏の Abaciacus [Avezé ; 地図Ⅲ-45]。Avezé はパリから南西へ一三三km程の所。② Matriacensi [La Madrie] 地域圏の Sibraco [Civry-la-Forêt ; 地図Ⅲ-46]。Civry-la-Forêt はパリから西へ四九km程の所。

(c) D. karol. I Nr. 6 [79] (Original, 753 Juli 8)

要旨：〔小〕ピピンは、聖 Denis 修道院のために、〔小〕ピピンの面前で裁判によつて勝ち取られたパリ市における市閔税 (Marktoll) 〔の権利〕を確認する。
七五三年七月八日

試訳

(C.) xxx フランク人の王ピピン 尊き人 xxx 現在および将来の太公たち、コメスたち、グラファイオたち、ドメステイクスたち、ヴェイカリウスたち、セントナリーウスたちあるいは余の役人たちの全てに、余の宮廷からいずの地へであれ出かけて行く使者たちの全てに。さて、汝らの良き勤務と卓越が知るごとく (Igitur cognoscat utilitas seu magnitudo vestra)、余の守護者である偉大な御方 Denis の私財であり、その偉大な御方が仲間と一緒にそこに遺骸で安らい給うことが明らかでありそして Fulradus 大修道院長〔原告〕が聖職者たちの大きな一団とそこで共に暮らしていることが明らかであるそしてまた主にお仕えしていることがよく知られている聖堂の「その」高貴な人 Fulradus 大修道院長〔原告〕〔聖 Denis の僧侶たち〕は訴えをして (missa petitione)、長きに亘り、先の国王たちである偉大な御方 Dagobert として Chlodwig やかゝにはかつての国王たちである Childerich、Theuderich、Chlothar また Childobert として余の叔父で宮宰の Grimoald、——これらの人びとは、以前に、パリ地域圏における、このパリ

地域圏にある聖 Denis のかの祝祭日（＝十月九日）に、「（アングロ）サクソン人やフリーセン人の（商人たち全ての）」あるいはいづこの地域圏あるいは地方からであれそここの他の諸族の商人たち全ての「納める」関税を、「すなわち」殉教者聖 Denis の祝祭日に、その市や同じくそのバリ市（civitas）においてかかる場所からあるいはあちこちのヴィラ、畑地のそこかしこで、その場所や同じく他のいづこの場所（*tam ibidem quam et alibi*）取引をするためであるいは多くの商品を動き回らせるためあるいは棧橋やあちこちの川沿いでブドウ酒を買い集めるために聖 Denis のかの祝祭日に合わせて来た商人たち全ての「納める」それら取引場所からのかの関税を何ひとつ欠けることなく聖 Denis に譲与したあるいは「そのことを」確認した、と余に申し立てた（*suggesterunt*）：そして Fulradus 大修道院長（＝原告）は先の国王たちの国王証書あるいは確認証書（*confirmaciones*）を読むためにすぐに差し出した。聖 Denis 修道院の代理人たちが次つきにかの判決により偉大な御方である国王 Childbert や余の叔父で尊き人である宮宰 Grimoald から獲得し、読むために余に差し出したそれらの国王証書、国王確認証書は読まれ、通読された（*Relectas et percursas ipsas precepiones seu et confirmaciones vel illo iudicio evindicato domno Hilberto rege et avunculo nostro Grimoaldo maiorum domo, quem agentes sancti Dionisii super agentes industri viro Grimoaldo maiorum domo evindicaverunt, ipsum nobis obtulerunt ad relegendum*）。そして、そのあと、同 Fulradus 大修道院長（＝原告）は、かの市に係る、あちこちのヴィラ、畑地のそこかしこにおいて商人たちの「納める」全てのかの関税は *index* の立ち入りなしに（*absque iudicis introitu*）聖 Denis の聖堂に来るべきものである、と申し立て、あるいは聖 Denis の僧侶たちもそのことを申し述べた。そして、Fulradus 大修道院長（＝原告）と聖 Denis の僧侶たちは、何年前か *Karl* [Martell] が「この世から」引き離された時、*Karl Martell* の二番目の妻）*Swanahild* が欲をたし *Carl* [Martell] が策謀をめぐらせ、二人は合意をして、かの商人たちあるいは商売人たちに（*ad illos neuciantes vel marcantes*）「人頭」税として自由一人一人に *unnumquempque*

hominem ingenuum) 四デナリウスを支払うことをさせ、そしてその税を不法に自分たちのために奪い取った、と申し述べた。そしてその後パリ伯 Gairehardus [「被告」] あるいはその代理人たちはそのようにしてそこで手に入れていたかかる税を慣習を口実にして (per consuetudinem) 奪った自由人たちから取り立てた、そして、かの市に來た、いづれの部族 (natio) の出の自由人であれ、その者たちが自由人であった場合には、自由人一人につき、一人頭四デナリウスを徴収した (dinaris quatuor de eorum capite exactabant) …もしある者が〔「供の」〕奴隷であった場合には、〔主人である〕自由人はその者が〔「供の」〕奴隷であることを一緒に宣誓しなければならなかった、そして、かの自由人たちは誓約をして誓った場合には、そのことの故に、〔一デナリウス多い〕五デナリウスを納めねばならなかった (et si servus erat, tunc coniurare debebat, quod servus fuisset, et ipsi homines, quando ipso sacramento iurabant, quinque dinarius pro hoc donabant.)。そして、かかる聖 Denis の代理人たちあるいは Fulradus 大修道院長あるいはかの僧侶たちは、かの市はこのような慣習を口実にして侵害されあるいは〔商人たちから〕遠ざけられ (quod per talem consuetudinem ille marcadus fuisse eminuatus vel abstractus) ; そして、この市に來ることを習わしにしていたかの商人たちあるいはあれこれの部族の者全て (omnes nationes) がこの事が原因で (pro hac causa) この市からいなくなり、そしてかの関税はかかる神の聖所 (casa dei) から減少させられあるいは取り去られた (erat minuatus vel abstractus) 、と申し述べた。そして、同 Gairehardus [「被告」] は、かつて Swanahild あるいは先の Gairefredus が許可して課せられ、そしてそのことで明らかにしているようなもの以外には、別の慣習によってかの市においては〔関税を〕課すことはなされてい…また偉大な御方である国王が決めたようなものあるいは長きに亘り国王たちのそれぞれの御代そのことで慣習であったようなもの以外には、別の違ったやり方でそのの職務を遂行することを欲したことはなかった——あるいは神の当該聖所に何ひとつ欠けることなくかの関税は引き渡されあるいは与えられた、と申し述

ぐた (Et ipse Gairehardus hoc dicebat, quod alla consuetudine in ipso marcado non misisset, nisi qualem antea per
 emissione Soanechylidae vel iann dicto Gairefredo missa fuisset et ibidem invenisset; et aliter exinde agere non volebat,
 nisi quomodo domno rege placebat vel quomodo a longum tempus tempora regum ibidem fuit consuetudo vel ad ipsa
 casa dei in integritate ipse telloneus fuit concessus vel conservatus.)。そして余は、本件訴訟がかように行われあふい
 はなし終えられたことや、Fulradus ^{フネラド} 大修道院長〔＝原告〕たちが先の国王たちの国王証書 ^{Præceptiones} あるいは確認証書 ^{confirmaciones} を読むた
 めに差し出したのを確認した時、余は、より多くの余の誠実の士たちと共に、——それは Milo, Helmegeandus,
 Hildegaris, Chrothardus, Drogo, Baugulfus, Gisleharis, Leuthfredus, Raulo, Theudericus, Maganarius, Nithadus,
 Uatharius, Uulfarius として余の宮中伯 Uuibertus であるが——、こののち、いかなる裁判権力も (ex iudicaria
 potestate)、当該の市 ^{ciuitas} においてもあちこちのかの畑地でも棧橋 ^{stabilimentum} でも (in ipso marcado nec per eorum agros nec
 portus) かの入びとにあるいはかの商人たちにあるいは誰であれ先述の市 ^{ciuitas} に来たあれこれの部族の者全つ (omnes
 nationes) に、——あちこちのかのヴィイラでもあれこれの渡船場からも棧橋からもあれこれの四輪荷馬車からもあれ
 れの荷鞍からも (nec per villas eorum nec de navigia nec de portus nec de carra nec de saummas) どのよふな関税 ^{portus} であ
 れ——〔ブドウ酒樽毎の〕ブドウ酒量税も荷車税も橋通行料も碇泊税も収益税も〔畑地、牧草地に対する損害補償のた
 めの〕往來税も mutaticus〔馬替え料〕も〔その他〕何らかの税 (nec foraticus nec rotaticus nec pontaticus nec
 portaticus nec saltaticus nec cispaticus nec mutaticus nec nulla exacta) も、——ちよつとこの市 ^{ciuitas} に来たあれ
 れの部族の者全つ (omnes nationes) に、余が先に述べたよふに、Swanahild とパリ伯 Gairefredus が慣習に基づき課
 した諸税 (consuetudines) もかの四ツナリウスも、——かの聖なる祝祭日に来たかの商人たちに、同パリ地域圏にお
 いて、同パリ市 ^{ciuitas} において当該地域からのもつちから、何らかの税 (nulla exacta) も負担 ^{onus} せ、汝〔＝Gairehardus

(「被告」)らや汝らの代理人たちそして汝らの後継者たちも、余が述べたように、何であれ余の国庫がこのことで余の側であるいはまた余の全ての代理人のところへ「受け取ることを」期待できたかもしれないものを除いて (……, nisi, ut diximus, quicquid exinde fiscus noster forstian ad parte nostra seu et ad omnes agentes nostros potuerat sperare, ……)、敢えて要求することも徴収することをもしないよう、——全て且ついかなるものもかの関税は神の聖所に何ひとつ欠けることなく与えられそして譲与されあるいは「本判決に基づいて」所有される (sit concessus atque indultus vel evindecatus) よう判決を下した、それ故に、Fulradus 大修道院長 (「原告」)たちは将来余やあるいは先の国王たちのあれこれの証書actuaribusにより「かの関税を」確認されあるいは「判決に基づいて」所有するものとする、——「また」余は神や先述の殉教者聖 Denis のためにまた余の靈魂の救済あるいはフランク王国の永続と余の子供たち、その子供たちの子孫のために灯明として (in luminibus) 、「これを、——余の喜捨として (in nostra aelemosina) 、「これを、聖 Denis のかの聖所あるいは僧侶たちにあるいは貧者たちや巡礼者たちに完全に与えあるいは確認したが故に、そのことは、その者らが余の王国の永続あるいは余の全ての徒士たちlaicosのために主の慈悲につきより精神を集中して (adtercius) 懇願することにこれまで以上にさそいまた永遠且つ久遠に神のかの聖所にとつて拡大に (in augmentum) 役立つのである。かくして、余は、偉大な御方 Childbert 国王hiltebertあるいはそのほかの国王たちそして余の叔父で宮宰の Grimold の、調べられたかの判決証書に係る余の確認証書confirmatioがより確実に所有されそしてこの神の聖所の側で永久に保管されるよう、余の署名により下所において本証書に署名し余の印章付き指輪により下所に押印する」ととした (manu nostra subter eam decrevinius adsignare et de anolo nostro subter sigillare)。

偉大なる者一最も輝かしき国王一余 Pippin による署名 (MF.)

(C) 余の治世の二年目、七月八日に作成したものが授与された。神の御名において、幸あれ。

【文書の性格】判決証書に分類されている。

【形式など】パリの国立古文書館所蔵のオリジナル。文書の終わりにある自筆の確認と署名以外は全て、Hitherius という人の手で書かれているとのことである。Hitherius という名前は試訳した文書のなかには出てこない。また、どうして Hitherius なのかの調べは私にはできていない。

【開廷地】不明。Adam は、本文書に、開廷地も文書作成地、交付地も書かれていないのは、本文書に記録されている訴訟がザクセンへの遠征途上で行われたからではないか、と推測している。Adam は、軍事行動中であることと訴訟が行われることとはお互いに排除しあう関係にはない、と述べている。⁽⁸⁷⁾

Adam が、この訴訟が軍事行動中に行われたと推定する根拠の一つは、一五名という多くの有力者が陪席判決人として審理に参加していることである。Adam は、一五名の名前の最後に出てくる宮中伯 Uuibertus [= Wibertus] を、本稿で二番目に試訳した D. karol. I Nr. 1 [77] に出てくる宮中伯 Wibertus として次に試訳する。D. karol. I Nr. 12 に出てくる宮中伯 Uuibertus と同一人物であるとみため、そして、これら二通の文書には、ここで試訳した文書とは違って、宮中伯 Uuibertus [Wibertus] = Wibertus を含めて六名の陪席判決人しかいないことに着目し、軍事行動中という環境が一五名もの数の判決人の陪席を可能にしたのではないかと考えているのである。⁽⁸⁸⁾

さらに、Adam は、一五中の一人 Hildegarus は間違いなくザクセン戦役で落命したケルン司教 Hildegarus だ、と考えている。これも、根拠の一つとされている。

【文書作成地、交付地】不明。

【係争対象所在地】パリ地域圏。

【その他】「慣習を口実にしつゝ (per consuetudinem)」とどう用語が使われている。

(4) D. karol. I Nr. 12 [81] (Original, 759 October 30. Compendio [Compiègne])

要旨：〔小〕ピピンは、聖 Denis 市に係る、Gerard 伯によつて不法に徴収されたあれこれの関税を、聖 Denis 修道院の訴えに応じて、Gerhard 伯が国王裁判所において放棄したことを証書で証明した。

七五九年一〇月三〇日 Compendio [Compiègne]

試訳

(C.) xxx フランク人の王ピピン 尊き人 xxx 聖 Denis (修道院) と Folleradus 大修道院長の代理人 (＝原告) である Aderulfus と Rodegarius は、余の治世の第八年目十月二十三日 Compiègne の王宮に、余があらゆる訴えを聞きとめて公正に審理することにより (recta iudicia) (その訴えに) 決定を下すべくそこに在る時、来て、Gerard 伯 (＝被告) は、聖 Denis のかのミサの日 (＝十月九日) から、偉大なる御方である聖 Denis の代理人たちが昔からいつも受け取っていた、パリ (市) 内での、渡船場や棧橋から voluntarius や荷車税を不法に (聖 Denis 修道院に受け取らせることを) 拒み、それを略奪した (malo ordine recontendebat et retinebat) と Gerard 伯を訴えたことは明らかである。それ故、その Gerard 伯 (＝被告) は彼 (＝Gerard 伯 (被告)) よりも前に伯であった、彼 (＝Gerard 伯 (被告)) の前任者たちがそのように略奪していた場合はさておき、それとは別にかの関税を (聖 Denis 修道院に受け取らせることを) 拒絶したことはない、と答弁した。しかしながら聖 Denis (修道院) の先の代理人 (＝原告) たちは Gerard 伯 (＝被告) に対して、国王 Dagobert は、パリ地域圏においてかの市をたてそしてその市を全ての関税ともども聖 Denis (修道院)

の側に寄贈し寄進した (delegasset ac firmasset) と反駁しそして国王 Dagobert の国王証書を差し出した (contra eum intendebant et ostendebant praeceptum Dagoberti regis)。かの偉大な御方—国王ピピンは、彼〔＝国王ピピン〕が幼い王子であった頃から、聖 Denis〔修道院〕の側でかのあれこれの関税を所有しそして得ていたことは明らかである、と確認した (adfirmabat)。しかしながら Gerard 伯〔＝被告〕はそのことを決して認めなかった、そこで、彼らは〔＝被告と原告たちのことか?〕、法で定められた〔数の〕夜の〔過ぎた〕のち (ad noctes legitimas) 再度この宮廷に共に集まり、先述の偉大な御方ピピンの面前で、法が教えるがごとく (sicut lex edocebat) かかる訴えを終結させるべく、そのように裁判期日を決めた (tunc talem placitum statuerunt)。それ故に、聖 Denis〔修道院〕の先述の代理人 (missi) で ^防 ^護 ^職 advocatus の Adulfus と Rodegarius〔＝原告〕は取り決められた裁判期日—十月二十九日に来たし、証人たち—すなわち、パリ〔市〕においてあれこれの関税を全てそのどれも欠けることなく聖 Denis〔修道院〕側に受け取った証人たち (testes) が出廷した。ヌンビ、Uuido, Raulco, Milo, Helmgandus, Rothardus, Gisleharius あるいはそのほかのもっとより多くの人びとあるいは余の宮中伯 Uuibertus から、原告たちに対して、聖 Denis〔修道院〕の代理人や先述の ^防 ^護 ^職 advocatus〔＝原告〕は当該の〔＝関税に係る〕件について (de praesenti) 執り行ってきたことが明らかなる事柄を証明しなければならぬ (hoc comprobare debuisent) との判決が下された (iudicatum fuit)。かの Gerard 伯〔＝被告〕は、法がさうである (quomodo lex erat) のとは異なることを—そしてまた偉大なる国王とそこにいる、国王の誠実の士たちの決定したことに違^{たが}うことを行うつもりはない、と答弁した。その故に、同 Gerard 伯〔＝被告〕は、聖 Denis〔修道院〕の代理人〔＝原告〕等の面前であれこれの関税を放棄した (Unde et ipse Gerardus ex praedictos felonios se exitum dixit coram eis)。聖 Denis〔修道院〕の代理人〔＝原告〕等が本件を原因とする判決証書 (notitia ex hoc facto) を受け取らねばならぬのは、—今日からずっと聖 Denis〔修道院〕の側がかの関税に関

係して安全であり且つ平穏であることができるのは、この者〔原告〕等には利益にかなひまた必要なことである、そしてこののちいつまでも静められ消し去られた訴訟が両当事者の間で〔再び〕起きぬように (sit inter ipsos in postmodum omni tempore quæta et subdita causatio)。

xxx 最も輝かしく偉大な者ー国王ピピンによる署名 (M.) xxx

(C.) xxx Eius は命ぜられて確認し署名した xxx (SR.) (SI. D.)

先に記された年〔十余の治世の第八年目〕十月三十日に授与された…神の御名において 幸あれ。

解説

【文書の性格】 判決証書に分類されている。

【形式など】 パリの国立文書館所蔵のオリジナル。Eius だけの手によって書かれている。拙稿「国王Placta」(五三頁)で「国王ウワクンデ」と訳していた *Preceptum* を本稿では国王証書と訳した。

【開廷地】 *Compendio* [*Complègne* : 地図II-5]。パリから北北東へ60 kmほどの所。

【文書作成地、交付地】 *Compendio* [*Complègne* : 地図II-5]

【係争対象所在地】 パリ市

(5) D. karol. I Nr. 51 [82] (Kopie, 770 Mai. *Broomagad* [*Brumath*])

要旨: カールマンは、宮中伯 *Chrodoin* に、彼から不法に奪われた *Benzulfelt* の森を自由所有地として返還した。

七七〇年五月 *Broomagad* [*Brumath*]

試説

神の恩寵によりフランク人の王であるカールマン 尊き人。もし、余が、余のためにと同じく余の父のためにと今日まで損なわれることのない誠実を尽くし臣下たる真実まことの義務を果たしてきた誠実の士たちに寄り添い、余の耳に届いた彼ら〔＝誠実の士たち〕のあれこれの願いを「快く聞き届けた」ならば、余は王に相応しい慈悲をかけているのでありまた余の誠実の士たちの心を励ましていたのである、そして、いま余の大いなる恵み深い支配下にいる彼ら〔＝誠実の士たち〕の心が余のこうしたあれこれの尽力の傍らで日に日に喜びを増しているしまた構えのよりよいものになっていることは余の知るところである。それ故に、神〔のご加護〕により余の支配の仁愛に貢献している (clementiam regni deo adiuvante nostri)、『余の誠実の士である宮中伯―尊き人 Chrodoin〔＝原告〕は、慈悲深き神にすがり、神により任ぜられたかつての国王たちである余の祖先たちが一連の証書によって (per instrumenta seriem cartarum) Chrodoin〔＝原告〕の一族 (genealogia) にあるいは Chrodoin〔＝原告〕のあとに続く子孫に (subsequente ipsius progenie)、『彼ら〔＝国王たち〕の署名により法律上有効とされた彼ら〔＝国王たち〕のそれぞれの証書あるいは国王たちのそれぞれの確認証書によつて (per eorum auctoritates eorumque manus roboratas vel confirmationes) として法に従い王権に基づいて (in iure eorum potestative)、『未開の Ardinna に在るケンテナ Belslango [(Bas-) Belain] のなかの Benutzfeld (Binstfeld) と呼ばれてゐる所に在る (in loco que dicitur Benutzfeld infra centina Belslango infra vasta Ardinna) ある森につき与えることを承認し且つ確認したことにつき、そしてまた Chrodoin〔＝原告〕は国王たちのそれぞれのかかる森についての寄進証書 (cessions) を余が臨席するなか読むために差し出し、actores が不当にこの森を一方的に略奪したのだが、最も輝かしい国王―余の父〔小〕ピピンは先の Chrodoin〔＝原告〕にあるいは Chrodoin〔＝原告〕の嫡出の子孫たちgentilionesにこの森を手袋をはめた手によつて戻した (manu vestita fecisset) ことにつき

申し立てをし、余の知るところとした。¹⁷¹而して本件につき余の面前で審理が行われ、そして、余は、眞実を愛する信頼できる人びとや国王たちのそれぞれの確認証書によって Chrodoin〔＝原告〕や Chnodoin〔＝原告〕の嫡出の子孫^{gamaladionis}たちの権利を確認したが故に」(Dun de hac causa sic ante nos fuit ratio deducta et suam vel suis gamaladionis tam per veraces homines quamque per confirmationis regum cognovimus iusticiam)′余は Chrodoin〔＝原告〕等に Benutzfeld〔^{Benutzfeld} ^{グンズフェルト}〕と呼ばれている所〔に在る森〕につき¹⁷²そしてまた当該のヴィラに在るかの泉^{fontana}につき返還する、かくして Chrodoin〔＝原告〕等はこののち現在余に帰属している各自の持ち分を所有すべきである。余の actores はかつて Chrodoin〔＝原告〕や Chnodoin〔＝原告〕の嫡出の子孫^{gamaladionis}たちにかかる森を返還することを不正に拒んでいた、また、この森のなかには、余の役人^{index}たちが余の側から不当に Chrodoin〔＝原告〕等に返還を拒んでいたかの泉^{fontana}からの、周辺のあちこちの所を賣いて流れる一本の水路がある。余は、Chrodoin〔＝原告〕等が、今日から、余に帰属していたいま述べた諸所からなるかの森につきかの泉から流れる水路と共に余の治世下並びに将来に亘り「本判決に基づき」所有し、その所有権を防御すべき (habere debeant evindicata atque elicicata) ことを命ずる、かくして余のいかなる公の役人^{index}も余の側のためにかの森につきかの水路の両側で、あちこちの森においてと同様にあちこちの土地、あちこちの畑地、あちこちの道路、「利用可能な」あちこちの未耕作地、あちこちの牧草地、あちこちの牧場、あちこちの水源、「河川沼湖等」水のあるあちこちの所、あちこちの川、あれこれの隣接物、あれこれの付属物のなかでいついかなる時であれ奪い去ることも減少する¹⁷³ことも略奪する¹⁷⁴こともしてはならぬ。——Chrodoin〔＝原告〕あるいは Chrodoin〔＝原告〕の嫡出の子孫^{gamaladionis}たちあるいはそのまた子孫たちそれぞれはま述べた何ひとつ欠ける¹⁷⁵ことなへ (omnia et ex omnibus sub integratē)′、余がいま述べた如く、「本判決に基づき」所有し、その所有権を防御すべきある (debeat habere……evindicatum atque elidigatum)′、——また Chrodoin〔＝原告〕等は〔そいつ〕¹⁷⁶為らんと欲する¹⁷⁷こととは何であ

れ余の証書testibusに基づいて行い、所持し所有し (teneant atque possideant)、彼ら〔＝ Chrodoin (原告) たち〕の子孫たちに〔その子孫たちが〕所有するために遺すものとする、——〔すなわち〕余が述べた如く、Chrodoin〔＝原告〕は余の証書testibusに基づいてかの森などにつき欲することは何であれする、自由な且つ最も確実な権限を万事において有するものとす (quicquid exinde voluerint, ex nostra auctoritate liberam et firmissimam in omnibus habeant potestatem faciendi)。余のこの証書testibusがより確実に所有されるようにあるいは時を超えて (per tempora) よりよく保管されるように、余の手ずからの署名により下所において本証書を法律上有効なものとするごとし余の印章付き指輪により押印する) とを命じた (manu nostra propria subter eam decrevimus roborare et de anulo nostro iussimus sigillare)。

最も輝かしく国王カールマンの署名 (M.)

Mannarius が確認した。

余の治世の二年目五月に授与された：Brunnathにある国王の宮廷において作成された…神の御名において 幸あれ
アーメン

解説

【文書の性格】判決証書か否かの検討が必要である。

【形式など】トリリア市立図書館所蔵のブリュム修道院 カルテヘレール Chartular 所収で、一二世紀の写本。

【開廷地】テキスト中には書かれていないが、文書作成地や交付地と同じか？

【文書作成地、交付地】Brocnagad (Brunnath) 地図Ⅱ-6)。パリから東へ三七六 km 程の所。

【係争対象所在地】Benetzvelt (Binsfeld) 地図Ⅱ-7)。ルクセンブルクに所在。パリから北東へ三〇〇 km 程の所。

六 確認証書かそれとも判決証書か——Arnulfinger Nr. 23の場合

（一） 確認証書とは

先に述べたように（本稿二二頁）、Arnulfingerの編者Heidrichは試訳（一）Arnulfinger Nr. 23を確認証書だ、と考えている。Heidrichが一つの文書を確認証書だと判断する標識がいかなるものかは、いまの私にはわからない。私が知る確認証書は、主には、ボーデン湖南岸に近いスイス北東部に位置する聖ガレン（Sanct Gallen）市にある聖ガレン修道院に伝わる文書集^⑩所収のものである。

この文書集のなかの確認証書には訴訟形式のものはない。全て、聖ガレン修道院が過去に獲得した諸権利、諸権限を、聖ガレン修道院側からの求めで、そのまま、新たな時点で確認する形式のものばかりである。その書式の典型的な例を、聖ガレン修道院文例集のなかにもみることができる。^⑪ 文例であるので、人名等は空白になっている。この空白に必要事項を記入すれば完成された文書になるというのが、文例である。

ここで紹介する文例は、八九〇―九二〇年に作成されているもので、七五一年に作成されたArnulfinger Nr. 23よりはかなりあとの時代のものである。しかし、確認とはどのような行為で、またその行為を文字で表した文書形式がどのようなものかを知る確実な手がかりの一つを与えてくれる。文例は、聖ガレン修道院が、ある国王からすでに獲得しているインムニテート^⑫等々の諸特権を、新たな時点で新たな国王が改めて確認したことを証明する文書の文例である。^⑬

「父と子と聖霊の御名において。神の恩寵による皇帝〈Z…某〉。殉教者聖〈Z…某〉の荣誉を讃えて建立されし〈Z…某〉と呼ばれる修道院の、最も敬うべき人―〈Z…某〉大修道院長が、当該の修道院が古来国王たちに

由来する権限と特権、——すなわち当該修道院の兄弟たちは大修道院長を相互に選挙する、兄弟たちは国王以外の誰にも服従する義務を負わない、教会の規律に関わる場合…つまり叙品を受けたり、万が一カノン法の定めに反して何か罪が犯されたならばこれを正すというがごとき教会の規律に関わる場合にのみ、兄弟たちは彼ら（「兄弟たち」）の司教に敬意を払う、⁽⁴⁴⁾という権限と特権を所有していた、との内容からなる、余の、最も輝かしき父・皇帝（III・ルートヴィヒ「国王」）のある国王証書を余に差し出したが故に、そのことが余の全ての誠実の士たちに知られる…ある奸計、いやむしろ詐取によって、余の祖父の（N.R.M.：某国王陛下）の面前で、当該の教会の司教が当該修道院を支配下においたが、そのことが続いたそのあと、国王でありまた余の父である—神聖な思い出であり最も敬虔である（II・上記IIに同じか？）の先の国王証書には、当該の国王が王権に発する国王証書によって当該修道院に一層確固たるものとして特権を、当該修道院がかつて所有していたことが認められていたように承認した、とのことが含まれている。またさらに、余は、かかる〔余の父の〕指令を余の国王証書により更新する（renovare）ことを当該の大修道院長の代理人たちにより請われたので、余は、当該の聖所は余のインムニテートの保護の下に置かれ、余以外の者たちの支配から永久に解放されそして司教も伯もこれらの者の使者たちも当該の修道院の所有地において当該の修道院長の依頼や同意なしに裁判集会を召集したりあるいは宿泊供応を受ける権利を行使しようとしてはならずはたまたもしある時合理的な理由があるいは出兵の緊急な必要性がそのことに駆り立てたとしても数多くの人びとあるいは軍隊と一緒に当該の修道院に敢えて来てはならず、聖所を訪れるのに相応しいように慎み深く礼儀正しく来るよう命じそして指令した（praecipimus atque constituimus, ut idem sacer locus, nostrae immunitatis tuitioni subiectus, a ceterorum hominum dominatione in perpetuum sit absolutus, et nullus episcopus, nullus comes nec eorum missus in eiusdem monasterii possessionibus absque petitione vel

consensu abbatis ipsius concilium congregare vel mansiones sibi parare vel ad ipsum monasterium, si quando eum rationalis causa sive necessitas itineris pertraxerit, cum multitudine hominum vel exercitu venire praesumat, sed modeste et decenter, sicut sancta loca decet adire)。上級の index もあるいは下級の index も、当該の修道院が現在正当に所有しているはたまたこのうち獲得するあるいは受け取る当該修道院の所有物から何であれ、公の裁判集会を経ることなしに (sine publico mallo) 自分の権利に属するものと敢えてしてはならず、そこから何かを暴力で略奪したりはたまた奴隷であれ自由人であれ当該聖所の人びとをある不正な訴訟に^{contum}応じさせたりあるいは緊急な必要事に従事させたりはたまた罰金^{multa}あるいは^{indultus}駄馬を要求したりしてはならず、また、余や index へのあるいはある誰かへの税を、^{indultus}当該修道院に属する全ての所で、もしよしんば事情がそのように要求するとしても、余の指令なしに (absque nostra, si tamen ita res postulat, iussione) 敢えて課してならない。そして現在大修道院長である者あるいはその後継者が神に召されてこの世から去った時にはいつでも、聖ベネディクトの戒律に従いそして好意からの余の贈り物により当該修道院を指揮するのに適しているそういう者たちが (当該修道院の) 人びとのなかで見いだされる限り、神の思召しと余の国王証書を以て、一致した且つ有益な合意に基づいて、大修道院長を、——何人も何かの原因で拒否したり見捨てねばならないようなことにならない大修道院長を自分自身に選挙するものとする。かくして、〔投票数の〕上位の者ら、中位の者ら、さらに下位の者らは、余がこの者らをおして (当該修道院の) その他全ての者たちの意思を知り、選出された者を当該修道院の大修道院長に就け、その者の霊的な指揮のもとで館^{やかた}に皆一緒に逗留して余の王国の繁栄と全教会の平安^{pacem}を成就することに祈りに専心することを取り組むために、かの選出された者を余の臨席する所へ連れてくるものとする。..もしあれこれの不平やあれこれの反駁 (のあること) が明らかになるとしても、カペラヌスたちや司教たちのうちの誰かがあるいは余の臣下^{subditus}た

ちの誰かがその者らの我意を抑えるそういう者をその者らに配置するが故に、あるいはまた、もしその者らが「意見が」異なっているのを改めることを欲しないとしても、「配置された者は、」余の国王証書の本文に従い、不平、反駁を皆ことごとく、「吹く」全ての風のなかにまき散らすが故に、余は疑うことなくこのことを指令するのである (hoc procul dubio scientes, quia, si querulosi aut contradictores inventi fuerint, aliquem de capellanis aut episcopis seu vasallis meis talem eis superimpnam, qui aut eorum contumaciam edomet, aut, si etiam sic corrigi noluerint, quod absit, ex meo illos praecepto ad exemplum cunctorum in omnem ventum dispergat) 』。

この試訳によれば、確認の意味は、傍線を引いた用語から明らかのように、「更新すること」である。試訳のなかで付けた注(44)で具体的に念頭に置かれている司教は、聖ガレン市から北西へ三〇km程の所にあるコンスタンツの司教である。聖ガレン修道院は、当時の激動する政治状況のなかでコンスタンツ司教の支配下に組み入れられていた。

カール大帝は、七八〇年に、当時のコンスタンツ司教シドニウス^{Sidonius}と聖ガレン修道院大院长ヨハネス^{Johannes}が過去に締結した協定——コンスタンツ司教と聖ガレン修道院の間の支配—服属関係を含む協定を改めて確認している。本文書は次のように書きだされている。

「神の恩寵によりフランク人の王であり且つランゴバルト人の王であるそしてローマ人の保護者であるカール現在および将来の全ての司教^{episcopi}と余の偉大な紳士^{homines}たちに。そのことは全てかの者たちの望むところである、と信じる人たちによって神の愛の力ぞえをえて考え抜かれた、かの者たちの〔間の〕協定については、余がくり返し同意を与え、そのことによって確かなものであり続けるのがふさわしい (In consensu eorum nos ire frequenter oportet

atque constabilem permanere)⁽⁴⁵⁾」。

本文書では、確認に関係して、「くり返し同意を与える」という表現が用いられている。カール大帝の子のルートヴィヒ敬虔帝（在位八一四～八四〇年）は、カール大帝が確認したこの協定を、聖ガレン修道院の求めに応じて、八一五年に再び確認している。ルートヴィヒ敬虔帝のこの文書では、「確認する」に対応するラテン語として、confirmare⁽⁴⁶⁾が使われている。

聖ガレン修道院はこののち八一八年にルートヴィヒ敬虔帝からインムニテートを授与されるなどする。そのあと、八五四年、ルートヴィヒ敬虔帝の息子ルートヴィヒドイツ人王（在位八四三～八七六年）の時代に、コンスタンツ司教との間のいわゆる「ウルム協定」によってコンスタンツ司教の支配から解放され、独立する⁽⁴⁷⁾。そして、同じく八五四年に、ルートヴィヒドイツ人王は、この独立を前提にして、聖ガレン修道院がルートヴィヒ敬虔帝などからこれまでに授与された、インムニテート等々の諸特権を改めて確認している。

ルートヴィヒドイツ人王は、この確認証書のなかで⁽⁴⁸⁾「supra nominata constitutio et confirmatio predicti augusti et genitoris nostri Hludowici（上述の皇帝で余の父ルートヴィヒの、先に挙げた国王命令と確認証書により……）」「super eandem confirmationem nostram etiam jungeremus auctoritatem（余は、当該確認証書に重ねて、またさらに余の国王命令を付け加える……）」という文言を用いている。先の動詞 confirmare の名詞形の confirmatio が、この「確認証書」の意味で使われている。

(1) Arnulfinger Nr. 237の確認証書か

(1) 文書構成の特徴

本文書の叙述内容は、大きく三つに区切ることができる。第一の区切りは、所有財産を不法に奪われたという、聖 Denis^ト 修道院（「原告」）の主張を認めて、略奪された所有財産を戻す、という判決が下るまでのところである。

第二の区切りには、——判決が出されたあとにもかかわらず——、係争対象になっている複数の土地に、原告が提出した証拠文書をもたせて、国王が使者たちを派遣し、原告主張のとおりであるか否かを調査させたこと、そして使者たちが原告主張のとおりであることを確認したことが書かれている。そして、それに続けて、聖 Denis^ト 修道院（「原告」）が係争対象地の所有権者であるとの判断が改めて示されている。

第三の区切りには、原告が、原告のかく認められた権利を、国王署名のある国王証書で保証するよう求めたこと、国王が求めに応じて国王証書を作成、交付したこと、そしてそのお返しとして、原告たちがミサを行う際には国王の名を唱えるよう、国王が原告に約束させたことが書かれている。

文書のこのような組み立ては、本稿で試訳した他の四通の文書や拙稿「国王 Plactia」「宮宰 Plactia」で試訳したものの文書とも異なっている。とりわけ、これら他の文書は勝訴者に請われて作成されるという形式をとっていないし、ミサに際して国王の名前を唱えさせる約束が文書の最後を締め括ってもいない。

(2) 確認証書である

前節で試訳した聖ガレン修道院関係「確認証書」文例は、確認証書とは、請う者がいて作成されるものであることを示唆している。請われた者が請う者の願いに応えることはいわば恩恵を与えることであり、したがって、例えば、「神

の僕たちの願しもい」をかなえて聖ガレン修道院にインムニテート特権を八一年に授与したルートヴィヒ敬虔帝は、その見返りとして、「余と余の妻および余の子孫のために、さらに神により授けられたあらゆる支配権の永続のために……主の慈悲をもとめる」ことを喜びとするよう聖ガレン修道院の修道士たちに指示している。⁽⁴⁹⁾ Arnulfinger Nr. 23の第三の区切りの叙述の最後で、国王がミサの際に国王の名を唱えることを原告に約束させているのは、請われた者と請う者との間のこのような互恵関係の一つのかたちとして受けとめることができるようにおもふ。

このことから、Arnulfinger Nr. 23は、訴訟を踏まえてはいるが、しかし、確認に係る証書であって、訴訟の記録を目的にした文書ではない、と理解しておくのが無難であるようにおもふ。

(c) 訴訟、現地調査は Arnulfinger Nr. 23作成に先行して行われたのか

第一区切りの叙述のなかで、聖 Denis 修道院 (＝原告) は、かつて下された「判決を無視」して財産侵害がなされた、と申し立てている。したがって、聖 Denis 修道院 (＝原告) と被告との間には、以前にも紛争が起き、訴訟が行われていたことがわかる。Arnulfinger Nr. 23を素直に読めば、解決済みのかつての紛争が再燃してしまい、その結果、七五年の時点で、改めて Arnulfinger Nr. 23が作成されることになった、ということになる。

現地調査については、どうであろうか。第一の区切りで、聖 Denis 修道院 (＝原告) が提出した複数の文書を根拠にして原告の権利を確認し、略奪された財産についてはこれを原告に戻す、という判決が下されている。そうであるのに、屋上屋を重ねるように、原告の権利確認のための現地調査が行われている。それは、なぜであろうか。拙稿「中世初期」において、聖ガレン修道院に係る文書であるが、原告の主張を確認するために現地調査が行われたことが記述されている判決証書を紹介した。この調査は判決が下される前に行われている (四五～四七頁)。調査対象地は一か所である。

調査には、「多くの貴頭の人士たち」が参加している〔傍線は岩野による〕。

それに対して Arnulfinger Nr. 23 の場合、調査対象地は、地図Ⅲにみるごとく、実に二一の地域圏に分散して存在する四八か所である。第一の区切りの叙述のなかに書かれているように、国王のもとに訴訟のために来るだけで「大変なあれこれの苦勞」をする、そういう時代に行われる調査である。別に調査補助者がいるにしても、国王が任命した調査責任者はわずかに二名である。

第一の区切りから第三の区切りへとつながる、Arnulfinger Nr. 23 の筋立てを、私は無理なくのみ込むことができない。あたかもかつての紛争が再燃したかのごとく記述されている今回の訴訟は、実は、かつての訴訟をいまに再現しているにすぎないのではないか。そして、また、現地調査の記述も、なんらかの脈絡のなかでかつて行われた現地調査の記録を再録しているだけではないのか。もし、そうであるとすれば、Arnulfinger Nr. 23 は、かつての紛争―判決等々や現地調査に係る証書を、紛争がいま再燃したかのごとき体裁を装う形式で組み合わせて作成した確認文書だ、ということになる。

以上のことは、いうまでもなく推測にすぎない。しかし、それでも確かにいえることは、かつて起きた紛争、下された判決、行われた現地調査を、いまという時点でそっくりそのままタイムスリップさせる手法が存在している、ということである。そのことを教えてくれるのが、次節に紹介する、カール大帝の文書である。

(三) カール大帝は Arnulfinger Nr. 23 を確認している

Arnulfinger Nr. 23 は、それが作成されてから二四年後の七七五年に、カール大帝の国王証書^⑧によって確認されている。カール大帝のこの文書の刊本上の全行数は五九行で、そのうちのおよそ五一行が、Arnulfinger Nr. 23 の記述とほぼ同

じである。

大きな違いは、以下の三つある。一つは、書き出しである。カール大帝の文書の交付者はカール大帝であるので、文書の書き出しは、「神の恩寵によりフランク人とランゴバルト人の王であるカール」になっている。二つ目の違いは、署名や交付年月日などに係る、文書取後の以下の記述である。「xxx 署名 (MF) 最も輝かしい国王であるカールの xxx / (C) xxx Hitherius に代わって Uuigbaldus が承認したとして xxx (SR, NT: Hitherius に代わって Uuigbaldus が承認しそして署名した)。(SI, D) / 「フランク王国における」余の治世の七年目として「ランゴバルト王国における余の治世の」二年目六月二六日に授与された… Querz^{キイジー}にある国王^{Herzogin}の宮廷において作成された…神の御名において 幸あれ」。

三番目の違いは、高貴な人 Fulradus^{フルラド} (出生年不明、七八四年) 大修道院長が、カール大帝に、「偉大な御方であり余の父である、かつての国王ピピンの国王証書 (praeceptio) を差し出した」という記述の存在である。

以上の違いは全て文書交付者の違いによるもので、あって当然のものである。これらの違いを別にすると、叙述や登場人物名、地名も基本的に同じである。したがって、私は、カール大帝の文書は、Arnulfinger Nr. 23^{アルヌルフインガー}の文面の出だしと最後を書き換えただけのものではない、と考える⁽⁵¹⁾。なぜ、そのようなことが行われているのか。カール大帝が請われたのは二四年前に交付された文書に記載されている諸権利をそっくりそのまま確認すること—更新すること—でしかなかったからだ、と、私はおもう。

パリの国立古文書館所蔵のオリジナル文書である、カール大帝のこの文書、すなわちかつて交付された文書の内容を複写したようなこの文書は、一方で、諸権利や諸特権を確認するという行為が當時いかに重要な事柄であったかを示している、ということもできよう。⁽⁵²⁾

7 D. karol. I Nr. 51は判決証書か

(一) 判決証書であることの一般的指標

(1) 文章表現上のこと

D. karol. I Nr. 51が判決証書であるか否かを検討するために、判決証書に分類する一般的指標をまず整理してみたい。ここでいう「一般的」とは、判決証書に分類されている文書で、私がこれまで試訳してきたものに共通に認められるもの、という程度の意味である。このような意味での指標として、私が注目しているのは、訴えの内容と訴訟経過を記している判決証書のなかの、判決を下す^{くだり}件の表現形式である。

【国王判決証書の場合】 拙稿「国王 Pracia」において試訳した一六通の国王判決証書のうち一通では、「余は、宮中伯が証言した如く、判決を下すことを決定した」という表現形式が採られている。⁽⁵³⁾

残り五通のうちの試訳(1)——国王 Praciaのなかで一番古い文書——では、「宮中伯が証言した如く」という文言はなく、「余は、判決することを決定した」という表現がなされている。⁽⁵⁴⁾

試訳(7)、(13)は、「宮中伯が証言した如く、判決が下された」という受け身形で表現しているが、文脈からみて、判決を下したのは国王と読むことができる。

試訳(16)は、「宮中伯が証言した如く、……、余は命ずる」という表現形式が採られている。

試訳(8)は中間判決を記録した文書で、「余の偉大な紳士たちによって、判決が下された」という表現がそこではされている。

【宮宰判決証書の場合】 拙稿「宮宰 Pracia」で試訳した五通の宮宰判決証書^{Pracia}の場合には、以下の共通の表現形式が認

められる。「余は、……の故に……、判決を下したことは明らかである……」(三通)、「余は、……の故に……、判決を下すことを決定した……」(一通)「余は、……の故に……、判決を下した……」(一通)。

(2) 文書の締め括りかた

国王や宮宰の判決証書の締め括りの箇所では、表現のされ方は多様であるがしかし共通して、勝訴者の諸権利の確認が行われている。この権利確認に続いて、判決で認められた諸権利を勝訴者は防禦するように、とあるいは同じ事案で二度と訴訟がくり返されることがないように、との命令、あるいは将来に亘り勝訴者の保証人になるようにとのもしくは判決を履行せよとの敗訴者に対する命令が書かれていることが多い。⁽³⁵⁾

(3) まとめ

以上(1)(2)の整理から、私が判決証書の一般的指標として考えるのは、訴えがあり、その訴えの対象である係争事案について権限のある者によって法的判断が下されたあるいは命令がなされた、という、訴訟経過の再現に係る文言が当該文書の構成の要の位置を占めているか否か、と、文書の締め括りのところで、勝訴者の権利確認が行われているか否か、である。

(1)で問題になるのは、前章で取りあげた Arnulfinger Nr. 23もこの一般的指標を含んでいるようにみえることである。それにもかかわらず、Heidrich^(ハイドリヒ)に従い、前章(1)(2)のような理由から、私も本文書を確認証書だと判断した。その理由を別の言い方でくり返すならば、それは、Arnulfinger Nr. 23の文書構成の要の位置を占めているのは、当該文書が勝訴者に請われて作成されたこと、そしてまたそのことの故に勝訴者と国王との間に互恵の関係がつけられたこ

とを伝える、文書締め括りの記述だ、ということである。

ステイルドルフ
Stieldorf論文は、カール大帝以後の時代には訴訟を踏まえた確認文書が存在している、と述べている。⁽⁵⁷⁾ この指摘を一つの示唆と受けとるならば、カール大帝の父であるピピン三世の宮宰時代の文書 *Annulinger Nr. 23* は、過去の訴訟を現在の訴訟に仮装するかたちで踏まえた確認証書だ、と考えることも許されるようにおもつ。

(11) 判決証書の一般的指標と D. karol. I Nr. 51

(1) 文書の内容

ステイルドルフ
Stieldorf論文は、論文の本文、注や *Placita* プラキタ 一覧表のなかで D. karol. I Nr. 51 を取りあげていない。文書に精通した研究者であるから、見落とすことはありえない。何か理由があるはずである。しかし、いまの私は、ステイルドルフ
Stieldorf の作品のなかでその理由にたどりつけていない。

結論を先取りするならば、D. karol. I Nr. 51 は判決証書だ、と私は考える。前節で整理した一般的指標を認めることができるからである。

原告は宮中伯 *Chrodoin* で、被告は国王財産管理役人である。原告が訴えを起こして申し立てたのは、ある所の森が被告によって奪われた、ということである。原告は、以前の国王たちから与えられた確認証書等々を証拠として差し出している。この証拠に基づいて国王の面前で審理が行われ、原告の権利が確認される。国王は、この確認を受けて、原告に係争地を返還している。文書は、この返還についての記述後、原告の当該の森に係る権利確認に多くの文字数一行数を割いている。そして、そのあと、それら諸権利を将来に亘り防御するよう原告に命じる記述が続いている。

(2) 拙稿「国王 Placita」[宮宰 Placita] のなかの判決証書との違い

拙稿「国王 Placita」[宮宰 Placita] で検討した判決証書にはなく、D. karol. I Nr. 51にあるのは Corroboratio と国王の署名である。Corroboratio とは、コロボラーティオ 文書 Text の最後の記述のことである。文書の信頼性を将来に亘って保証するために国王自ら署名し、国王の印章を押印させる、という趣旨のことが書かれる。

この違いに関連してもう一つ問題になるのは、Arenga である。Stieldorf 論文は、拙稿「国王 Placita」[宮宰 Placita] が検討対象にしたメロヴィング時代時代の Placita の特徴として、国王署名、Corroboratio と共に、Arenga が存在しないことをあげている (S. 9, 11)。Arenga とは、アレング 文書 Text のなかの、本題に入る前の修辭的意味合いをもつ記述のことである。ここでは、国王であることの責務や統治者としての理念などに関連づけながら文書を交付する意義、一般的理由が語られる。D. karol. I Nr. 51 の文書 Text には、アレング Arenga と思える文言がある。

次に、拙稿「国王 Placita」[宮宰 Placita] 中の判決証書にあつて、D. karol. I Nr. 51 になのは、「判決を下した」という表現である。D. karol. I Nr. 51 における関連記述の最後は、以下のように、「返還する」となっている。ラテ 而して本件につき余の面前で審理が行われ、そして、余は、「証拠として提出された文書によって、原告の権利を確認したが故に……余は、「原告」に Bentzfeld [Binsfeld] と呼ばれている所〔に在る森〕につきそしてまた同ヴィラに在るかの泉につき返還する」。Placita は訴訟の全過程を記録した文書であるから、「判決を下した」という文言がないのは、おそらく具合が悪い。この点には、あとで「本稿六六頁」またふれる。

(3) Arenga について

【拙稿「国王と宮宰の Placita」の場合】アレング Arenga に関係して、私は、拙稿「Placita について」のなかで、メロヴィン

グ時代の判決証書には Arenga は存在していない、という Stieldorf 論文の一文を引用したあとで、しかし、^{Placitoria} Bergmann はそれら判決証書に見られる「決まり文句風導入句 (formelhafter Einleitungssatz)」を Arenga に重ねている、ということを述べておいた (三六一頁)。

^{Arenga} Arenga の文章表現には、バリエーションがあるのではないか。判決証書はほかの国王文書と比べると作りが粗雑であるという (拙稿「Placita について」三六三頁以下)。したがって、表現が簡素であるにしても、^{Arenga} Arenga 本来の趣旨が伝わるものであれば、それを、「準」^{Arenga} Arenga と考えてもよいのではなからうか。それとも、決まった語句を含んだほぼ定型の表現形式のものでなければ、古文書学は、それを、^{Arenga} Arenga とは呼ばないのか。^{Bergmann} Bergmann の先の指摘は、このような疑問を私にいだかせた。以下は、どうであろうか。

① 「……。何人かが余の宮廷にあれこれの訴訟 (iurgia) を起こすたびにまた訴訟を起こした際、余そして余や諸教会の誠実の士たちあるいは司祭たちが全ての事の訴訟 (negotia) のために来たことは知られているところであるが、訴え (questio) がこののち蒸し返されるようなことは決してない、のは明白なことだ、と言えるように、余に対して、神の御名において、法に従い (iuxta legum)、厳格な判決 (severitas) が求められなければならない。それ故に、……」(拙稿「国王 Placita」二二頁：試訳〔6〕)。

② 「……。公正 (iustitia) が合致しない判決 (sententia) がいずれか一方の当事者に有利に与えられることが無いように、審理を通して (examinatione) あらゆる訴訟を入念に調べねばならない。それ故に、……」(拙稿「宮宰 Placita」一六頁：試訳〔2〕)。

③ 「……。主が王国統治を委ねている者は、すべての訴訟 (cunctorum) につき審理をして、陳述や反論を通して当事者間でやり取りがなされ、そのことによって大いに理解を深め事件の難問を遠ざけることが行われ、そしてそこでは

公正が極めて明るく輝き、その状況のもと合意の歩みが始まり・かくして良き判決が与えられるよう、注意深く調べをしなければならぬ。さて (igitur)「……」(拙稿「宮宰 Placita」二四頁：試訳〔4〕)。

④「……。余が、神の御名におまつゝ Lusarca [Luzarches] がある余の宮廷で、キリストの下にある使徒の後継者たち (apostolicis visis) であり余の父たちである司教の Sygofridus と〔……以下、一〇人の人名が列記されている〕、あるいは尊き人で余の宮中伯の Marso と共に、あらゆる訴えを聞きそして公正に審理することにより (fructo iudicio) その訴えに決定を下すべくいる時……」(拙稿「国王 Placita」三四頁：試訳〔6〕) など。

⑤「……。余と余の偉大な紳士 (procers) たちがいる時……」(拙稿「国王 Placita」一〇頁：試訳〔1〕) など。

その他、⑤の記述すらなく、直ちに本題に入っているのは、拙稿「国王 Placita」中の試訳 (10) (17) である (三四頁)。拙稿「国王 Placita」では一六通、拙稿「宮宰 Placita」では五通、合計で二二通の判決証書を試訳した。そのうち、①②③に該当するのは各一通、④については九通、⑤については七通、完全無記載は二通である。二二通中一二通を数える①②③④の表現形式について、Arenga など「準」Arenga の存在を語ることはできないのである。二二通中一二通を数

【本稿試訳の判決証書の場合】Stieldorf 論文が Placita に分類している本稿中試訳判決証書 (2) (3) (4) のうち、(2) (4) の二通は先の③に該当する。試訳 (3) には、文字通り Arenga は存在しない。

本章で問題にしている D. karol. I Nr. 51 の文書 Text の書きだしは以下であり、先の②に重なる丁寧な叙述であるようにおもふ。

「……。もし、余が、余のためにまた同じく余の父のために今日まで損なわれることのない誠実を尽くし臣下たる真実の義務を果たしてきた誠実の士たちに寄り添い、余の耳に届いた彼ら〔「誠実の士たち」のあれこれの願

を「快く聞き届けた」ならば、余は王に相応しい慈悲をかけているのでありまた余の誠実の士たちの心を励まして
いるのである、そして、いま余の大いなる恵み深い支配下にいる彼ら〔「誠実の士たち」〕の心が余のこうしたあれ
これの尽力の傍らで日に日に喜びを増しているしまた構えのよりよいものになっていることは余の知るところで
ある。それ故に、……」。

(4) Corroboratio や国王の署名について

本稿で試訳した文書五通のうち、^{ステイルドルフ}Stieldorf 論文が ^{プラキタ}Placita に分類している試訳 (2) (3) (4) のなかの (3) には、^{コロボラーティオ}Corroboratio も国王の署名もある。試訳 (4) には、国王の署名だけがある。試訳 (2) には、^{コロボラーティオ}Corroboratio も国王の署名もない。このことからいえるのは、^{ステイルドルフ}Stieldorf 論文は、^{コロボラーティオ}Corroboratio や国王署名の有無を、^{プラキタ}Placita か否かの判断基準にしていけない、ということである。

(5) まぐめ—D. karol. I Nr. 51 は判決証書である

以上の検討からいえるのは、国王や宮宰の ^{プラキタ}Placita であるための要件として最後まで残るのは、つまりは、「訴訟の全経過を書き記す方式」という点だけだ、ということである。そして、このことは、本稿二章で ^{プラキタ}Placita の定義を紹介した〔五〇六頁〕際に、私に理解しやすいのは ^{レナテ・クラウザー / オット・メイヤー}Renate Klausser / Otto Meyer の定義である、と述べたことが単なる直観ではなかったことを示してくれている。かくして、^{アレング}Arenga ^{コロボラーティオ}Corroboratio の有無は、^{レナテ・クラウザー / オット・メイヤー}Renate Klausser / Otto Meyer の定義がいうところの、「程度の問題」でしかない、「外見上の特徴にみられる差異」だ、ということになる。

以上のことから、私は「D. karol. I Nr. 51 は判決証書だ」と考える。ただひとつ問題として残るのは、先に述べたよ

うに〔五二頁〕、「判決を下した」「命じる」という文言が文書のなかに存在しないことである〔本稿六六頁で再論〕。

(6) 補足

【Apprecatio について】書式に関係して、拙稿「国王 Placita」において実際に検討対象にした一六通の国王判決証書^{Placita}には存在するが、拙稿「宮宰 Placita」で試訳した五通の宮宰判決証書^{Placita}全てに存在しない、と確実にいえるものは、アプレカティオ^{アプレカティオ} Apprecatio である（拙稿「宮宰 Placita」三九頁）。アプレカティオ^{アプレカティオ} Apprecatio とは、文書末文に書かれている挨拶——例えば、「神の御名において幸あれアーメン (in dei nomine feliciter. Amen)」である。

カロリング朝初代国王ピピン三世がメロヴィング朝における宮宰であった時代の、本稿で試訳した Arnulfinger Nr. 23^{アプレカティオ} アプレカティオ^{アプレカティオ} Apprecatio はみあたらない。

ピピン三世が宮宰であった時の文書には存在しないこの Apprecatio^{アプレカティオ} が、ピピン三世が国王の座に就いてからの文書には全て存在している。本稿試訳 (2) の「幸あれ (feliciter)」、試訳 (3) (4) の「神の御名において幸あれ (in dei nomine feliciter)」が、それである。ピピン三世の宮宰時代の文書の Arnulfinger Nr. 23^{アプレカティオ} を改めて確認している、先に紹介した〔四七〜四九頁〕カール大帝の文書の文末にも、「神の御名において幸あれ (dei nomine feliciter)」と書かれている。

国王カールマンの文書—本稿試訳 (4) の場合は、「神の御名において幸あれアーメン (in dei nomine feliciter. Amen)」である。

以上のように、私がみた限りでの文書では、アプレカティオ^{アプレカティオ} Apprecatio は Placita^{プラキタ} を含む国王文書にしか使用されていない。

【署名について】それに対して、国王文書であるからといって、国王署名が必ず存在しているわけではない。例えば、

拙稿「国王 Placita」において実際に試訳した一六通の国王判決証書全てに国王署名は存在していない。

拙稿「宮宰 Placita」中の試訳(1) ≡ カールマルテルの判決証書には署名は存在していない。同試訳(2) ≡ 宮宰カールマンの判決証書には、宮宰署名が在る。同試訳(3) ≡ (5) ≡ 宮宰ピピン三世の判決証書には、宮宰署名は存在しない。

本稿で試訳した、ピピン三世の国王判決証書全三通中交付年の一番古い試訳(2)には、国王署名は存在しない。しかし、(3)(4)には国王署名が在る。本稿試訳(5)の国王カールマンの判決証書にも、国王署名は在る。本稿試訳(1) ≡ ピピン三世が宮宰時代の確認証書には、宮宰ピピン三世の署名が在る。

以上の整理は、また、先の Renate Klausner / Otto Meyer の Placita の定義のなかの、「君主の個人署名」の有無という違いは「程度の問題」でしかない、という指摘を例証している。

八 „Verschwinden“ der Placita など

(1) Stiedorf の見解について

私は、拙稿「宮宰 Placita」のなかで、カロリング時代に、「Placita が『姿を消した (Verschwinden)』」と Stiedorf 論文が述べていることを紹介し、その際、次のようにコメントした。「誤読していることを恐れずに言えば、Stiedorf が『姿を消した』と考えているのは、『Pfalzgrafenzugnis (宮中伯の証言)』もしくはこの『Pfalzgrafenzugnis (宮中伯の証言)』に象徴される、『名ばかりの国王』である。つまり、Stiedorf は、その用語法にそもそも疑問が出ている Placita に、さらに、虚飾の王権という特別な意味をすべり込ませている。言い方を変えれば、九世紀における

權威づけられた強い王権の復活という特別な意味を持ち込んでいる。私は現時点ではそう理解している」(四九頁)。

このコメントは、コメントになっていない。論点のかみ合せができていないからである。Placitaがカロリング時代に姿を消すのは学界では常識化していて、なぜ姿を消すのかが関心事になっている (Stiedorf, S. 1 ff.)。

ただし、ここで「姿を消す」といわれているのは、あくまでも、「裁判経過を正確に再現する」ことを文書構成の要にしている国王文書、——私が先に整理した〔本稿五〇〜五一頁〕一般的指標をもつ国王文書のことである。

(二) Placitaが「姿を消した」あと

(一) PlacitaとDiplome

Stiedorf論文は、巻末に、二つの表を掲載している。第一表の表題は“Placita der merovingischen Könige, der karolingischen Hausmeier und Herrscher” (メロヴィング朝の国王たち、カロリング家の宮宰たち、カロリング朝の君主たちのPlacita)、第二表の表題は“Diplome Karls des Großen, die auf Gerichtsverfahren beruhen” (訴訟手続を踏まえた、カール大帝のDiplome)である (S. 23〜24)。この二つの表が意味しているのは、Placitaが「姿を消した」あとの後釜は、文書形式を異にするDiplomeだ、ということである。

第一表のPlacitaには、カール大帝のそれが五通含まれている。第二表は、同じカール大帝のDiplomeだけを五通載せている。第一表と第二表の違いの意味は以下である。——Placitaの文書構成の要が訴訟経過の記述であるのに対して、Diplomeと総称されている文書構成の要は文書交付者による、確認等々の法的行為の記述である。そして、ある法律行為の原因がたまたま訴訟であった場合には、当該訴訟の経過や判決内容がそこに書きこまれることがある。

Diplome とは、国王あるいは皇帝のある種の文書の名称である。それは、カロリング時代の発明品ではなく、メロヴィング時代においても語ることができるし、また、Placta のように、訴訟にのみ関係する文書でもない。

古くは、学界において、国王 Placta も Diplome のなかの一つだ、と考えられていたようである。しかし、それでは国王 Placta の独自性が明確にならない、という考え方が出され、両者を分けて検討することが始まったという。Bergmann によれば、そうした考え方の草分けは Peter Classen である。⁽⁶²⁾

「Diplome とは、皇帝—国王文書の場合であれば、狭義では、その確定力が永続的な価値をもち続ける、ある種の文書のための名称である、そして、その永続的な価値を証明するために、ひとは、Diplome をいつまでも引っぱり出すことができる。したがって、Diplome は、dispositive rechtserkennende 権利設定的文書であると同時に証明文書なのである」(Clavis, S. 63)。

Placta と Diplome を別物として考えるのが、この間の学界の通説の見解になっている。Bergmann は、「Placta は、Diplome の特別フォームとして発展したのだ、という可能性は排除されなければならない」と述べ、その由来が非国王文書にあることを論証しようとしている (S. 105)。

(2) Diplome のなかの訴訟に係る記述

Stiedorf 論文があげている、カール大帝の Diplome は、D. karol. I Nr. 180, 203, 205, 211, 218 がある。Stiedorf 論文は、「訴訟手続を踏まえた」文書群にこれらを分類しているが、しかし、それぞれの文書の記載内容は複雑である。Nr. 180 は直近の判決を踏まえて行われた奇進に係る文書、Nr. 203 はかつて訴訟の対象になりはしたが、いまでは国庫の財産としてあるいは国庫に納められるべき賠償金として決着がついている、その財産と賠償金をかつての敗訴者に寄進することに係る文書、Nr. 205 はかつて訴訟によりある者から国庫に没収された財産の奇進に係る文書、Nr. 211 はカ

ール大帝が自分の面前で争われている事案について自らの判断で一方的に和解させたと推測できる文書、Nr. 218はかつて国庫に没収された財産の寄進に係る文書である。

Stieldorf 論文が「ように」、「訴訟手続を踏まえた」という文言がこれらの文書をつなぐ共通項になり、えているのか。次作でこの点を検討したい。

(3) 一つの疑問——何と何を比較するのか

以上、Placita が「姿を消した」とはいかなることかを整理してみた。「姿を消した」Placita とは、くり返しになるが、あくまでも国王の Placita である。Placita といえば、国王の Placita 以外存在しないかのごとく語られているのが、学

界の状況である。そして、私は、この状況に疑問をもつ。Placita に共通していえるのは、結局のところ、裁判経過を正確に再現する、というその文書形式だけである。その文書形式には、Stieldorf 論文が示しているように、宮宰も関係している。では、この文書形式に関係しているのは、国王や宮宰だけなのか。例えばいわゆる私人が関係している可能性は皆無なのか。Bergmann が、非国王文書についての情報を提供してくれる、という (S. 8)、メロヴィング時代⁶³の六世紀末にできた「アンジエ書式例集 (Formulae Andecavenses)」やその他の「書式例集」中の文書ひな型と Placita の文書形式との関係はどうであるのか。

Placita に特徴的な文書形式を国王から解放し、紛争や訴訟に係る記録形式の一つとして捉えなす必要があるのではないか。そのことよって、国王が、ではなくて、時代がなぜこの文書形式を必要としたのか、という広い視野を研究のなかにもち込むことができるように、私はおもふ。国王 Placita の出自についての Bergmann の関心は (S. 105)、私のこの思いを後押ししてくれるのではないか。

Plactiaの文書形式だけに着目した場合、それはカロリング時代に本当に「姿を消した」のか。カール大帝の先のDiplomeが、訴訟手続や判決を踏まえて作成されている、という前提に立つとして、では、そのDiplome作成のための情報源となった判決書の文書形式はどのようなものなのか。裁判経過を正確に再現する形式のものではなかったのか。国王が直接に関係するPlactiaは「姿を消した」かもしれない。しかし、例えば、カロリング時代の国王役人たち等々が関係した訴訟関係文書の形式に、Plactiaのそれが継承されている、ということはないのか。国王が関与したPlactiaが姿を消すことと、文書形式まで含めて、Plactiaの諸要素全てがまるごと姿を消すのでは、その意味合いがかなり異なるのではないか。

メロヴィング時代の国王Plactiaとの比較でカロリング時代の国王Diplomeが論じられることについても、疑問がある。「姿を消した」国王Plactiaに代わるDiplomeに対応する文書形式はメロヴィング時代には存在していなかった、——その文書形式はカロリング時代の発明品である、といい切れるのか。宮宰のものではあるがそしてまたもう眼前にカロリング時代がきているという時点のものではあるが、メロヴィング時代の本稿試訳(一) Arnulfinger Nr. 23は判決を取り込んだ確認証書だ、という、私の先の仮説が成り立つのであれば、この疑問はその根拠をもつことになる。問題の文書形式が、メロヴィング時代にすでに存在していた、ということになるからである。

以上、いくつかの疑問を述べてみた。Plactiaをもっぱら国王文書に特化しているために、言い換えれば、国王権力に焦点をあてた国制史の観点に特化して捉えているために、古文書学にとってもっとも重要な事柄の一つであるはずの、文書形式そのものもつ独自の歴史的意義がみえなくなっているのではないか……、これが、私の疑問の根本である。

九 国王 Placita が „Verschwinden“ した理由

(1) Stieldorf 論文から

ステイルドルフ

Stieldorf 論文は、国王 Placita が「姿を消した」理由について、それは「いまだ満足のいく説明はされていない」と述べたあと、関連する学説を簡潔に紹介している (S. 4~6)。

【古文書学の立場からのもの】①文書伝承上のさまざまな偶然がカロリング朝のルートヴィヒ敬虔帝(在位八一四~八四〇年・八一三年、父カール大帝との共同統治)の前後に Placita の存在に関係しただけでなく、また、その統治時代における Placita の「消失」をもたらした (Georges Tessier)。②古文書学上の書式が別の書式に代えられた (Robert-Henri Bautier)。

【訴訟実務の変化】①さまざまな職務をこなさなければならぬ君主に、訴訟に関係する時間がなくなったことで、裁判実務のあり方が多様に变化した。国王からその権限を委ねられたものたちによる審理のあとに、国王は判決を下すようになった (Theodor Sickel)。②九世紀初め以降証明される宮中伯の下での訴訟や八〇〇年以降高まった、国王使者(巡察使)の裁判権の意味を考えなくてはならぬ (Jürgen Weitzel)。③メロヴィング時代においては、裁判長である国王は陪席判決人たちと協力、共同することでしか訴訟手続に関与できなかったが、カロリング時代になってから、国王は、このような Dingensenschaft (公合型一役割分担型訴訟) 手続から抜けた (Jürgen Weitzel)。

【統治観や統治スタイルの変化】恩寵を与える君主に、裁判官に比べてより高い位置価値を与える統治一君主観が、カール大帝やルートヴィヒ敬虔帝の時代にできてくる (Osamu Kano)。¹⁴⁾

(1) Stieldorf の考え

(1) 117の注目点

Stieldorf 論文は、*Pactia* が姿を消すことに関係して、次の二点に注目している。第一は、訴訟手続における変化である。その変化の結果、カール大帝のような君主であれ、誰であれ、裁判官は自ら判決を下す権限をもつ存在になる、という。その意味は、先述の *Dinggenossenschaft* (会合型—役割分担型訴訟) 手続、すなわち陪席判決人が判決を決め、裁判長である国王はその判決を宣告、命令する、という協力—共同作業方式の手続がなくなった、ということ、あるいは、国王など裁判官は、陪席者から助言を受けることはあるにしても、判決を自ら決定する、権威ある存在へとその地位を高めた、ということである (S. 17, 18)。

Stieldorf 論文が注目しているもう一つは、権威ある君主像—自ら判決を下す裁判官像のイメージがカロリング時代に作られていくことである。そのために、カール大帝には、*David* という、旧訳聖書中の国王のイメージが、カール大帝の子ルートヴィヒ敬虔帝には、*David Salomon* の子ソロモン王のイメージがかぶせられる (S. 14—16)。

以上二つの注目点のからみ合いのなかで、過渡期をへて、国王に係る *Pactia* が「姿を消した」というのが Stieldorf 論文の主張である (S. 21)。

(2) まとめ——117の疑問

Stieldorf 論文のこの考えの是非を論ずるところまで、私の研究は進んでいない。この論文が提供しているいくつもの重要な情報を手がかりにして、今後とも関係文書に向き合いたい。

その関係で、以下、一つの疑問を書きとどめておきたい。*Pactia* が姿を消した理由は *Dinggenossenschaft* (会合型

「役割分担型訴訟」手続がなくなつたのと、国王など裁判官の位置価値が高まつたためである、という。では、「裁判経過を正確に再現する」ことを文書構成の要にしている *Placita* を登場させたのは、訴訟手続が *Dingensenschaft* (合型) 役割分担型訴訟 手続であつたことと国王など裁判官の位置価値が低下したからなのか。

国王 *Placita* を登場させた原因とそれが姿を消した原因との間を整合的につなぐ説明が必要である、と私はおもつ。

十 ピピン三世とカールマンの国王文書にみる訴訟のかたち

(一) メロヴィング時代における国王「宮宰訴訟のかたち

ピピン三世、カールマンの文書における訴訟のかたちを、簡単に、整理してみたい。そのために、まず、拙稿「国王 *Placita*」[宮宰 *Placita*] においてすでに明らかにしている点を述べることにする。

拙稿「宮宰 *Placita*」で、国王訴訟には二つのかたちがあることを述べた。一つは、「*Prälgratenzeugnis* (宮中伯の証言)」の存在するかたちであり、もう一つは、それが存在しないかたちである(四五～四六頁)。前者は国王の親臨を予定していないかたち、後者は国王の親臨を予定しているかたちである。後者の訴訟の流れは、訴訟統括者が国王か宮宰かを除くと、以下のように同じである。

裁判の開始は訴えによる——審理は、国王「宮宰」と陪席判決人たちによって進められる。審理を統括するのは国王「宮宰」で、審理の核心は証拠調べである。証拠調べが終わると、決定(＝判決)が国王「宮宰」と陪席判決人たちによって出される——国王「宮宰」は、判決内容の遵守を当事者に命じる(拙稿「宮宰 *Placita*」四一頁)。

それに対して、国王の親臨を予定していない訴訟の流れは以下である。

裁判の開始は訴えによる——審理が始まるが、その場に国王は臨席せず、宮中伯を含む陪席判決人たちによって審理が進められる。審理を統括するのは宮中伯で、審理の核心は証拠調べである。証拠調べが終わると、決定（＝判決）が陪席判決人たちによって出される——審理の統括者である宮中伯は、審理が規則に従って（か斯くか云云）行われたことおよび陪席判決人たちによって下された決定（＝判決）内容を国王に証言する——国王は、陪席判決人たちの決定（＝判決）内容を国王による判決として宣告し、判決内容の遵守を当事者に命じる（拙稿「宮宰 Placita」四一頁）。

(二) ピピン三世とカールマンの国王文書の場合

私は、本稿試訳(1)は確認証書であり、本稿試訳(5)は国王判決証書だ、と推測した。この推測を前提にしてのことではあるが、本稿試訳(5)と同(2)～(4)の国王判決証書の「訴訟のかたち」は、以下のとおりである。

本稿試訳(2)～(4)の「訴訟のかたち」は、前節で整理したなかの「国王の親臨を予定しているかたち」に重なる。本稿試訳(2)～(3)では、国王は誠実の士たちと共に判決を下している。本稿試訳(4)の場合、誠実の士たちによって、判決が下された、という受身形の表現形式が採られていて、本稿試訳(2)～(3)のように、国王が誠実の士たちと共に判決を下した、という能動形の表現形式を採用していない。しかしながら、この文書は、本稿試訳(2)～(3)と同様に、国王と陪席判決人との役割分担に基づく訴訟手続で審理が行われた上で作成されている、と考えて、

私は、本文書を、本稿試訳(2)(3)と同じ形式のものとして扱っている。また、本稿試訳(2)～(4)のいずれの文書にも、宮中伯を含む誠実の士たちの名前が列挙されている。

それに対して、本稿試訳(5)は、少しおもむきが異なる。先にも述べたように(本稿五二頁)、国王が陪席判決人と共に判決を下した、という文言が次のようにそこには存在していないからである。「しやう而して本件につき余の面前で審理が行われ、そして、余は、〔証拠として提出された文書によって、原告の〕権利を確認したが故に……余は〔、原告に……につき返還する〕」。

この引用文を読む限り、国王も審理に加わっている。そして、その審理をとおして、原告の権利が確認されたが故に、国王は係争地を原告に返還している。したがって、引用文中の「権利を確認した」という文言に、国王が陪席判決人と共に判決を下した、という意味を読みとることができるのではないか。

また、本稿試訳(5)では、審理に参加した陪席判決人たちの名前は列挙されていないし、陪席判決人たちの総称として使われることのある「誠実の士たち」という文言も登場しない。ステイルドルフSteldorf論文は、カロリング朝の王政時代以来、訴訟における君主の比重を、訴訟に参加している他の判決人に対して、ブラキタPlaciaがますます際立たせようとしている、と述べている(S.14)。本稿試訳(5)は、そうしてものの一例として考えることができるのかもしれない。

十一 おわりに

ステイルドルフSteldorf論文は、ブラキタPlaciaに限定してのことではあるが、先の述べたように(本稿五八頁)、ブラキタPlaciaからディプロムDiplomeへ、という変化の道筋を描いている。これもまた先述のように(本稿六一頁)、私はブラキタPlaciaを国王やあるいは

国王権力という国制上の因子に特化させて語ることに違和感をいだいてはいるが、しかし、Stieldorff論文のこの指摘は国王文書を読む際の一つの指針として重要であることは言うまでもない。

古文書学の素人がその世界にふみこまざるをえなかったことなどから、本稿の叙述は複雑でわかりにくいものになっている。しかし、私は、本稿において、^{ブラキッタ}ようやく、^{ブラキッタ}Plactiaとすること何がイメージされているかを理解できたようにおもふ。西洋中世史の世界では、いま、^{ブラキッタ}Plactiaという用語が常識化して使われている。^{ブラキッタ}Plactiaについての私のこれまでの仕事は、基本的に、^{ブラキッタ}Plactiaに係る常識を確認する作業であったのかもしれない。

今後は、この作業結果を踏まえ、また、国王文書か否かに関係なく、関連文書の一言一句への目配りを心がけながら、フランク時代における訴訟のかたちの全体を明らかにする研究に取りくんできたい。

私は、いつも、次の方がたへの感謝の気持ちをこめて仕事をしてゐる。Prof. Dr. Gerhard Köbler, Prof. Dr. Andreas Meyer, Prof. Dr. Heinrich Menkhaus, Prof. Dr. Hans K. Schulze, Prof. Dr. Wolfgang Selert, ぞつ Herr Michael Lübke, これらの方がたのなかの Prof. Dr. Hans K. Schulze は、^{ハンスカールシュルツェ}二〇一三年六月一〇日、不帰の客となられた。満八二歳を迎えられる誕生日までは、あと四か月であった。貴公子然とした、実にノーブルな雰囲気をただよわせた、細身で長身の方であった。デジタルカメラ万歳のいまの時代にあつても年代物のライカを愛用されていた。誰にもやさしくまたとても親切であった。本稿はあまりにも拙いものではあるが、ご冥福をお祈りし、先生のご霊前に捧げたい。

Ich widme diese Schrift dem Andenken an Prof. Dr. Hans K. Schulze.

(一) 「メロヴィング時代¹の国王 *Plactia* にみる裁判のかたち」同志社法学三五三三号（二〇一二年）一〜二三頁、「メロヴィング時代の宮宰 *Plactia* にみる裁判のかたち」同志社法学三五五六号（二〇一二年）一〜六五頁。

(二) 拙稿「法史研究における裁判と紛争——わが国における最近の研究動向から考えを」同志社法学三三六三三号（二〇一三年）一〜九七頁。この論文の

一頁および注(29)で刑事判決録の保存問題について言及している。このことについて、二〇一四年一月、三阪佳弘氏から次の情報が寄せられた。「国立公文書館の検察庁移管文書の中で、明治二〇年代前半までのものが『断刑録』などの名称で移管されつつあるようです」。

居石正和氏は、二〇一三年〇月九日の手紙で次のことを知らせてくださった。「……松江地裁所蔵書籍については、二〇〇六年にその大部分が島根大学附属図書館に寄贈されています。合計で一二四冊です。これについては、『松江地裁明治文庫簡易目録』が島根大学附属図書館により作成されています」。

- (3) 以下は、『西洋史辞典』中の項目「フランク王国」からの引用である。「……(王国の崩壊)カール大帝の子ルートヴィヒ一世(敬虔王)の死後、帝国は三人の男子に分割され、八四三年のヴェルダン条約によって、長子ロタールの中部帝国(イタリアのほかロートリンゲン)、ルートヴィヒ(ドイツ人王)の東フランク王国、カール(禿頭王)の西フランク王国が成立した。このうち、中部帝国は、東・西フランクの拡大の犠牲となり、小残余を残すのみとなった。東フランクでは九一一年まで、西フランクでは九八七年までカロリング朝の王統が続き、前者はコンラート一世を経てザクセン朝のドイツ王国へ、後者はカペー朝のフランス王国へと発展した」(六六一―六六二頁)。

- (4) 以下は、拙稿「宮宰Placita」一九頁。「Karlmannは七一四年以前、七〇六年か七〇八年の生まれで、七五四年に死亡。父親はKarl Martell。Karlmannの弟Pippin III. (小ピピン: Pippin der Jüngere)は父親の死(七四一年)後、異母兄弟Grifoを排除して、七四二年王国を分割し、KarlmannはAustrien, Thuringen, Alemannenの支配権を獲得する。Karlmannは、七四二―七四六年、時には(小)Pippinと一緒に、AquitainenやBayern, Alemannenにおいて勢力を持つライバル「太公」たちと戦い、また支配領域の境界をめぐるSachsenとの戦いを指揮した。これらの戦いはフランク王国(Regnum Francorum)の周辺地域に対するカロリング家の不安定な支配の安定化をもたらした。この周辺地域に、支配の正当性の強固な基盤をひくろうとして、七四三年初め、メロヴィング家のChilderich III.が王位に就けられる[七三七年にTheudench IV.が死亡したあと、王座は空位であった]。七四七年の夏の終わりに、Karlmannは、宗教上の、もしくは政治上の理由から息子Drogoのために支配権を委譲した。しかしそのDrogoは(小)Pippinによってまたたく間に排除されてしまふ。支配権を手放したあと、Karlmannはローマに行き、そこで教皇Zacariasによって聖職者に叙任される。それから、ソラッテ山(Monte Soratte: ローマから北へ四二kmほどの所)に聖Silvester修道院を建立する。七五〇年頃 Montecassino(ローマから南東へ二〇km)に戻り、修道僧の誓願を行う。七五一年に国王の座にいた弟の(小)Pippinが教皇Stephan II.と決めたイタリア政策に反対するために、七五四年にフランク王国に帰るが、幽閉され、恐らくは重い病気のせいで、義姉妹の保護を受けるまで死亡する(Lexikon, Bd. V, S. 996)」。

- (5) 人名とその人名に関係した事柄については、Lexikon掲載のそれぞれ人名項目の説明による。

(6) 成瀬治、山田欣吾、木村靖二編著『世界歴史体系ドイツ史Ⅰ——先史—一六四八年』山川出版社（一九九七年）五〇頁。

(7) 井上幸治編『フランス史（新版）』山川出版社（昭和五六年）四六頁。

(8) 注(6)の『ドイツ史』六二頁。

(9) Lexikon, Bd. VI., S. 2168–2170の項目「P. III」。フランク王国年代記の七四九年の記述 (Annales Regni Francorum ad 749, in: Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte, Bd. I (1980), S. 14, 15.

(10) 注(6)の『ドイツ史』六九頁によると、教皇ステファンはこの時ビピン三世の子孫以外からの国王選出を禁じた、という。本節では、メロヴィング家とカロリング家の王家としての正当性ないし正統性や王権の權威の出どころを、「ローマ帝国とローマ皇帝」「ローマカトリックとローマ教皇」だけをキーワードにして述べているが、しかし、その出どころはもっと多面的に考えなければならないことを教えてくれるのは、ハンス・K・シュルツェ著、小倉欣一、河野淳訳『西欧中世史事典Ⅲ——王権とその支配』ミネルヴァ書房（二〇一三年）一九六〇頁である。

(11) 國原吉之助訳・註『エインハルドゥス／ノトケルス カロルス大帝伝』筑摩書房（一九八八年）。Einhardi Vita Karoli Magni, in: Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte, Bd. I (1980), S. 163–211.

(12) 注(11)のEinhardi Vita Karoli Magni, S. 168.

(13) 注(11)のEinhardi Vita Karoli Magni, S. 169.

(14) 注(11)のEinhardi Vita Karoli Magni, S. 166.

(15) 注(11)のEinhardi Vita Karoli Magni, S. 168. 以下は、注(11)の國原訳である。「(一)メロウインギ家 フランキ族は、自分らの王を古くより、メロウインギ氏より扱ふならわしであった。この王朝は、ヒルドリクス王まで続いたと考えられる。というのもこの王は、ローマの教皇ステファヌスの命令で廢され、剃髮して修道院に押し込まれたからである。表面でこそこの氏は彼で絶えたと思われるが、実質上すでにずっと以前から何ら權力を所有していなかった。そしてそれ自体の中に、王という虚名以外に、輝かしいものは何も持っていなかった。というのも、マイヨル・ドムース (major domus) と称せられる宮宰が最高の命令権を握っていて、王国の財産も権力も、この掌中に入っていたからである。王は、ただ、こう振舞う以外にどうすることもできなかった。つまり王はその名称だけで満足し、髪をのばし髻をたらし、玉座に居座って支配者らしくよそおい、どの国からであろうと訪れた使節に謁見し、帰って行くときは、あたかも自己の権限からそうしているかのように、じつさいは言い含められた、いや命じられた返答すら、与えていたにすぎない。そして何の効力も持たぬ王という名称と、宮宰から適當とみとめられ、お情けで頂戴して日常生活を除くと、ほんのわずかの収入がある莊園以外、個人財産は何も所有していなかった。／その莊園内に自分の屋敷をかまえ、そこから自分のために日常の必需

品を賄ってくれて、服従心を示すわずかの召使を持っていた。用で外出するときは、どこへでも輓は付き二輪車で出向いていた。二輪車は牛につながれ、田舎風に牛追いに曳かれていた。このような恰好で宮殿に出かけ、このような恰好で年に一度国家の安寧のため催される国民の会合 (publicum populi) に出席し、こんな恰好で家に帰ってくるのが常であった。王国の管理や内政外交の両面で処理し計画するものはすべて、宮宰が采配を振るっていたのである」(八〜九頁)。

- (16) 以下の記述は「全」Lexikon, Bd. VII, S. 1288-1292の項目「Salbung」による。
- (17) 註(16)のLexikon「よれば、この点については論争があるところである。
- (18) サウルへの塗油式は「サムエル記上」第二章第一節、第五章第一〜三節等、ダビデへのそれは「サムエル記下」第二章第四節、第五章第三節、ソロモンへのそれは「列王記上」第一章第三四節、第五章一五節の記述にみることができる。「旧約聖書」新共同訳『聖書』日本聖書協会(一九八七、一九八八年)四四一、四五三〜四五六、四八一〜四八二、四八七、五二六、五三四頁。注(10)の『西欧中世史事典Ⅲ』には次の記述がある。「国王塗油の慣行は、すでに西ゴート人やイェングランドでみられた。しかしフランク人の塗油導入の手法は、旧訳聖書であったであろう。ここでは祭司による支配者の塗油は、国王推戴の最も重要な行為であった。旧約聖書における塗油は、神の直接の命令によっておこなわれたので、国王は神自身によって正当化された。若いカロリング王権は、このようにして旧約聖書の王権と結びつき、聖書の伝統そのものに依拠することによって途方もない権威を獲得した。さらに支配者聖別は、祭司聖別との紛れもない類縁性を示した。聖職者は、祭司聖別によってあらゆる俗人をはるかに超える特別な役柄となった。塗油によって国王の人格にもまた、独特の神聖な権威と聖別が加わった。国王は、『主に塗油にせられた者』(Christus Dominus)となった。祭司聖別と同様に、支配者聖別は中世初期において秘跡であった。後にはこの秘跡という性格は否認されたが、塗油は常にヨーロッパの国王推戴の重要な構成部分であり続けた」(四八頁)。
- (19) 注(6)の『ドイツ史』六九九頁。
- (20) Stedort, S. 14-15. 私は、本文でモーセ等に()をつけて簡単な説明を加えているが、大貫隆ほか編『岩波キリスト教辞典』岩波書店(二〇〇二年)がその際の参照文献である。
- (21) Lexikon, Bd. V, S. 956. Aquitanien は地図 I の アキテーヌ Thuringen は地図 I の テューリンゲン のパリから東北東へ六四〇 km 程の所。
- (22) 注(11)の國原訳二頁。注(11) Einhardi Vita Karoli, S. 170, 171.
- (23) Lexikon, Bd. V, S. 996. 注(11)の國原訳二頁。Einhardi Vita Karoli, S. 170-171に於て、カール大帝とカールマンの仲を裂こうと画策する者たちとこの二つに於てある。

- (24) Arnulfinger, s. 113-117.
- (25) 拙稿「高幸 Placial」二〇-三三頁。そこで取りあげたビーン三世の文書は以下の三通である。Arnulfinger : Nr. 18, Nr. 21, Nr. 22. 私は、拙稿「国王 Placial」で、「判決証書」という訳語を用いることにした理由を述べている(五〇-五四頁)。これに関連する「Steinwalden Stieldorf 論文」は「メロヴァンギヤ時代の Placial などのものは受領者のための「永続的な権利保証書」にまづは到達していなかった」と述べている(S. 8)。Bergmann は「Placiala は「永続的な法的権限を含んでくる」と考えられている(S. 69, 92)。
- (26) 問題の確認証書(七七五年六月二六日付)は「D. Karol I Nr. 101. 文書本文に先立ち記述されている文書要旨は以下である。「カール大帝は聖 Denis 修道院に対してかこつて〔同修道院から〕奪われたあれこれの所有財産を確認してやる」(S. 144)。
- (27) 拙稿「高幸 Placial」二一-三三頁。小冊 六一
- (28) Arnulfinger 14 Cocornico 4 Chocorin, dép. Seine-et-Marne arr. und cant. Meaux 同定してやる(S. 199)。Ralf Peters, Die Entwicklung des Besitzums der Abtei Saint-Denis in merovingischer und karolingischer Zeit, 2005, S. 384-41. シエーロナ ヌフアンタイエルク エイルヌル 聖 Denis Chauconin-Neuhouillers, Seine-et-Marne arr. Meaux 同定してやる。地図 III-6 は Ralf Peters による同定に従ってやる。
- (29) Lieu: Bézu-de-Long : Bézu-de-Long est une ancienne commune française qui a absorbé la commune de Saint-Éloi pour former la commune de Bézu-Saint-Éloi en 1845, localité du département de l'Eure, en Haute-Normandie. http://fr.rodovid.org/wk/Lieu:Bezu-de-Long_ (27) から引用。
- (30) セーヌ エオワーズ Seine-et-Oise 県は現存しない。Yvelines 県 エソンヌ ヴァルドオーズ Essonne 県 ヴァルドオーズ Val d'Oise 県に一九六五年に分割されたことである。地図 III-20、地図 III-21 はそれぞれ Yvelines 県に所在すると推定されている Les Vignes である。地図 III-20 は注(28)の Ralf Peters による。Ralf Peters 14 Les Vignes bei Coignères, Yvelines, arr. Rambouillet を考へてやる(S. 38)。地図 III-21 は Arnulfinger, S. 205 の同定による。地図 III-21 から南東へ二〇 程度 の所に あるのが地図 III-20 である。
- エソンヌ ヴァルドオーズ Essonne 県 パリ Paris 県 オーセ Haut-de-Seine 県 セーヌ エマルヌ Seine-et-Marne 県 セーヌ サンヌ Seine-Saint-Denis 県 ヴァルデマルヌ Val-de-Marne 県 エイル ド フランス Ile-de-France 地域圏が形成されてくる。Ile-de-France は「フランスの古い地域名。十世紀初頭にセーヌ、マルヌ、オアーヌなどの諸河川に囲まれた地域を指して「フランス島 [Ile-de-France] とよびかへつた」(『西洋史辞典』七二頁)。ここを「基点にフランク王国が形成される」ことになった」注(7)の「フランス史(新版)」五頁。
- (31) 注(28)の Ralf Peters 14 Mesnières-en-Bray は地図 III-29 の Fesques から南西へ七 程度 の所である。

- (32) Bonafides に同定してゐるのは、Stocklet Alain J., *Evidencatio et Petitio, Beihfte der Francia*, Bd. 16/2, 1989, S. 144.
- (33) Sotfolerius³⁴ 地図Ⅲ-42 の Vieux-Rouen-sur-Bresle から北東へ一四程の所。
- (34) Kolzer 2, S. 736 に以下の記述がある。³⁵ Cenomannum (c. 12), Cenomanica (c. 12) civitas (urbis), Le Mans, Sarthe, chef-lieu dep. Le Mans は、パリから南西、西南西の間の方向で一六六 km 程の所。Sarthe は、Le Mans から南南西へ一〇 km 程の所。
- (35) Monceaux-au-Perche³⁶ <http://francia.ahlfadit.se/page/places/5008> にある Exmes は、パリからは西へ一五七 km 程の所。Monceaux-au-Perche は、Exmes から南東へ四八 km 程の所。
- (36) 注 (35) の Ralf Peters, S. 36, 41, 44。
- (37) Hildegard Adam, *Das Zollwesen im fränkischen Reich und das spätkarolingische Wirtschaftsleben*, 1996, S. 73.
- (38) Adam は、一五名の陪席判決人を宮廷に在る貴族ではなくて軍事行動に馳せ参じた、宮廷の外に在る貴族だと考へている。この区別を度外視するならば、一五名という陪席判決人の数それ自体は事柄を決定つける程の意味合いをもっていない。拙稿「国王 Placita」で紹介した文書 Nr. 147 における陪席判決人は五二名 (四二頁)、『同じく Nr. 149 においては二二名である (五一〜五二頁)』。
- Adam のみたてのとおり、Uuibertus [Wibertus] と Wibertus は同一人物だと思われる。宮中伯 Wibertus と表記している文書は七五二年、宮中伯 Uuibertus [= Wibertus] と表記している文書は七五三年のもので、双方の文書間の時間差は一年でしかないからである。三通目の七五九年の文書は宮中伯 Uuibertus [= Wibertus] と表記されつつも、D. Karol. I. の人名索引には、"Uuibertus, Wibertus comes palatii" とある (S. 539)。
- 拙稿「国王 Placita」で取りあげた二〇通の文書のうち、欠損が多いために紹介にとどめた文書五通を除く一五通についてみると、「開廷地」、「文書作成地」、「交付地」とともに書かれているのは一三通、「文書作成地」、「交付地」のみが書かれているのは二通である。
- 後者二通の「文書作成地」、「交付地」は同時に「開廷地」であったと推測することも不可能ではない。拙稿「宮宰 Placita」で試訳した五通の文書については、「開廷地」、「文書作成地」、「交付地」とともに書かれている。したがって、「開廷地」、「文書作成地」、「交付地」とともに文書に記載されていないという事実については、Adam のように、その理由を考へる必要がある。本稿では、試訳 (一) の文書にも「開廷地」、「文書作成地」、「交付地」がともに書かれていない。
- (39) Niermeyer は、このような税かはよくわからなかつと述べている (S. 1455)。Brinckmeier は、何らかの税、荷車税 (Wagensteuer) 等々と述べている。Eduard Brinckmeier, *Glossarium Diplomaticus*, Bd. 2 (2. Neudruck der Ausgabe Gotha 1863), 1967, S. 712.

- (40) Hermann Wartmann, *Urkundenbuch der Abtei Sankt Gallen, Theil I (700-840)*, II (840-920), 1981.
- (41) *Formulae Sangallenses*, in: *Formulae Merowingici et Karolini Aevi*, editit Karolus Zeyher (Karl Zeumer): *Monumenta Germaniae Historica, Legum Secula V*, 1886.
- (42) インムニテートについては、拙著『成立期中世の自由と支配——西欧封建社会成立期の研究・序説』敬文堂（一九八五年）一四九頁以下。本文の試訳にみる「ことがであるように、インムニテートの核心は、インムニテート受領者を、「国王以外の者の支配から永久に解放」することである。
- (43) 注(41)の *Formulae Sangallenses*, s. 397-398. 注(42)の『成立期中世の自由と支配』一四四-一四五頁、一五〇-一五一頁に試訳を載せているが、本稿ではこの訳を修正している。試訳中の略字 H. は *hindovicus* (*Ardovicus* [*Ardovicus* [rex]: ルートヴィヒ [国王]) N. は *Nesciens* (誰かあるひと、何みあるもの) R. M. は *Regia Maesta* (*Majesta*?) か。Adriano Cappelli, *Dizionario di Abbreviature*, 1929, s. 161, 229, 330.
- (44) かつて念頭に置かれている司教はコンスタンツ司教である。コンスタンツ司教とサンクトガレン修道院の間には支配と被支配の関係そしてそれに伴う軋轢が存在していた。注(42)の『成立期中世の自由と支配』一二六頁以下参照。
- (45) 注(40)の *Theil I*, Nr. 92, s. 87. 注(42)の『成立期中世の自由と支配』一二三五頁参照。ただし本稿ではこの頁にある訳は修正している。
- (46) 注(40)の *Theil I*, Nr. 218, s. 208.
- (47) 注(42)の『成立期中世の自由と支配』一四三頁以下参照。
- (48) 注(40)の *Theil II*, Nr. 434, s. 53.
- (49) 注(42)の『成立期中世の自由と支配』二七九頁以下参照。
- (50) *D. Karol. I* Nr. 101, s. 144. Hübner [92].
- (51) Hübner [92]. こは次の文言がある (s. 15). *Wortlich ausgeschreiben* (逐語的に書き写された)。Annulinger, Nr. 23 [76] の解説だ。カール大帝の証書は Annulinger, Nr. 23 [76] を確認したものであるが、確認対象のその「お手本にべつたりと従つてはいない」という記述があるが、しかし、私にはそのようにはみえない。また、なによりも、確認証書である以上、「お手本にべつたりと」従つて、すなわちお手本をそっくりそのまま引用することも文型の一つとしてありえたのではなからうか。
- (52) フリッツケルン著、世良晃志郎訳『中世の法と国制』創文社、昭和五一年(第四刷)五六頁以下参照。「中世国家が、官庁によって作成された立派な文書登録簿をもっており、すでに破棄された文書を抹消し、また効力をもっている文書の永続的な一覧表を作っていたとするならば、中世はたった一つの文書確認を必要としなかったであろう。文書確認は、法の恒常性を維持するための単純に技術的な救済手段なのであり、法的不安定性

に対する用心の産物——不安の産物といってもいい——なのである。ひとが文書に作成された主観的権利をもっている場合、彼はいつでも、対立的な利害関係者が突如として反対の内容をもつ君主文書をもって攻撃してくることを、予期しながら生活していたのである(一五七—一五八頁)。

以下の引用は、世良晃志郎『西洋中世法の理念と現実』創文社(一九九一年)六八—六九頁。「古い文書と新しい文書と、二個の文書が存在する場合にも、古い方が新しい方を破った。リプアリア法典第六十章第七条に、『シカシ単一ノ物ニツキ二個ノ国王文書ガ存在スル場合ニハ、先ノモノハ常ニ二倍ノ部分ヲ取得スベシ』とあり、クロタール二世六一四年の勅令第十三条に、『朕ノ指令ハスベテ履行サルベシ。指令ニヨリ定メラレタルコトハ、後ノ指令ニヨリ無効トセラレルコトナシ……』とあるのは、この原則を表明したものである。そしてこの原則は、この時代以後十二世紀に至るまで、厳格に維持されて行つた。／また一つの土地をめぐって、二人の人が権利を争う場合、争点は、いずれの側がより古くからその土地の収益をおこなっていたかという点に集中される。もし、彼の先祖の時代からその土地を収益していたことが証明されるなら、彼の勝利は一層確実なものになった。

- (53) 拙稿「国王 *Practia*」一〇頁以下。一通とは、試訳(6)、『(9)』、『(11)』、『(12)』、『(14)』、『(15)』、『(17)』、『(18)』、『(19)』、『(20)』。四通の文書(2)、『(5)』は欠落が多いので試訳せず、要旨の紹介にのみとめている。

- (54) 宮中伯の関与の有無のもつ歴史的意味についての私の仮説は、拙稿「宮宰 *Practia*」四五頁以下。私は、拙稿「*Practia* について」〔宮宰 *Practia*〕のなかで、国王文書の「模範的書式」と国王文書のなかの一つである国王判決証書の書式を、また、その国王判決証書の書式と宮宰判決証書の書式を比較した。そして、拙稿「宮宰 *Practia*」のなかで、宮宰判決証書の書式と国王判決証書の書式の「決定的な違い」は「*Prätzgratenzenugis* (宮中伯の証言)の有無である」と述べた(四五頁以下)。しかし、私はここで間違いをおかしている。間違いとは「決定的な違い」という文言の前に、「考察対象である一六通の国王判決証書のうち一通を除いた二五通の国王判決証書の書式を宮宰判決証書の書式と比較した場合の」という限定をしなかったことである。

拙稿「国王 *Practia*」において、私が検討対象にした国王判決証書は二〇通である。しかし、そのうちの四通は欠落が多いので考察の対象から除外した。残る一六通のうち、国王判決証書にみる裁判の流れをまとめるために使用したのは、Nr. 79を除く二五通である(一九九頁以下)。Nr. 79を除外したのは、この国王判決証書には、「*Prätzgratenzenugis* (宮中伯の証言)」がなかったためである。比較をする上で不都合な材料を切り捨て、都合のよい材料だけを使うという初歩的誤りをおかしている。と批判されても当然の不手際であった。

拙稿「宮宰 *Practia*」執筆中にこの不手際に気づき、「前作『メロヴィング時代代の国王 *Practia* にみる裁判のかたち』補足」の章を立て、同じ国王判決証書について「*Prätzgratenzenugis* (宮中伯の証言)」の有るものと無いものがなぜ存在するかについて推測を述べておいた(四五頁以下)。

(55) 拙稿「国王 *Placita*」で試訳した二六通の文書中、中間判決の記録である試訳(8)を除く一五通の文書、拙稿「宮宰 *Placita*」で試訳した五通の文書全てにおいて、勝訴者の諸権利の確認が行われている。

判決で認められた諸権利を勝訴者は防禦せよ、との命令は、「国王 *Placita*」試訳中、同じく試訳(8)を除く(13)～(15)、(17)～(20)の七通の文書でなされており、「宮宰 *Placita*」では試訳中の(3)～(5)の三通の文書でなされている。

同じ事案で二度と訴訟がくり返されることにならぬように、との命令は、拙稿「国王 *Placita*」試訳中、同じく(8)を除く試訳(6)～(11) (13) (14) (16)～(20)の九通の文書で、「宮宰 *Placita*」試訳(1) (2)～(5)でみられる。

将来に亘り勝訴者の保証人になるように、との敗訴者に対する命令は、「国王 *Placita*」試訳中、同じく(8)を除く試訳(9) (12) (15)の三通の文書でなされている。「宮宰 *Placita*」全てにこの命令はない。

判決を履行せよとの敗訴者に対する命令は、「国王 *Placita*」試訳中、同じく(8)を除く試訳(10) (11)の二通の文書でなされている。「宮宰 *Placita*」全てにこの命令はない。

(56) *Placita* とは、「法的」とは、「権利の所在に係る……」という程度の意味である。

(57) Staldorf, S. 13.

(58) 拙稿「*Placita* について」三五〇頁以下の、国王文書の「模範的書式」参照。模範的書式の構成は以下である。それぞれの意味内容は同三五―一頁以下。I. Protokoll: 1. *Invocatio* 2. *Intitulatio* mit *Devotionsformel* 3. *Inscriptio* mit *Salutatio* —— II. Text: 1. *Avenga* 2. *Pronulgatio* 3. *Narratio*

4. *Dispositio* 5. *Poenformel* 6. *Corroboratio* —— III. *Eschatokoll*: 1. *Subscriptio* 2. *Datierung* 3. *Apprecatio*

(59) 本章(一) (1) (本稿四九頁)で示したように、「余は命じる」という文言が用いられている文書が一通ある。

(60) その他この表現に重なるのは以下である。「国王 *Placita*」試訳(11) (13) (15) (18) (20)、拙稿「宮宰 *Placita*」試訳(1) (3) (5)。

(61) その他この表現に重なるのは以下である。拙稿「国王 *Placita*」試訳(1) (7) (8) (12) (14) (16) (19)。

(62) Bergmann, S. 3によれば、メロヴィング時代¹の国王訴訟文書形式の研究に先をかついたのは、Peter Classen, *Kaiserreskript und Königsurkunde* —— *Diplomatische Studien zum römisch-germanischen Kontinuitätsproblem*, in *Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde*, Bd. 1, 1955.

(63) 私が知る限りでの一番古い、「裁判経過を正確に再現する」表現形式は、グレゴリウス『歴史十卷』中の五九〇年頃のエピソードに登場する「判決書の全文 (*exemplar iudicii*)」である。拙稿「グレゴリウス『歴史十卷』中の紛争と紛争解決の仕方」同志社法学三五四号(二〇二二年)五三頁。

ピピン三世とカールマンの国王文書にみる訴訟のかたち

同志社法学 六六卷五号

七六 (一三六四)

(64) 加納修のことであろう。同『プラキタ』の復活とシャルル禿頭王の王権』『ヨーロッパ中世世界の動態像——史料と理論の対話(森本芳樹先生古稀記念論集)』九州大学出版会、二〇〇四年、同『プラキタと七〜九世紀フランク王国の文書制度』『史林』八五卷一号、二〇〇二年。

【追記】 アルヌルファンゲン Annulinger は Vernun を次の二か所のいずれかに同定してゐる。villa Vaires-sur-Marne, dép. Seine-et-Marne, arr. Meaux, cant. Chelles か Ver-sur-Launette, dép. Oise, arr. Senlis, cant. Nanteuil-le-Haudouin. ヴェルヌールシュールロネ Ver-sur-Launette はパリから北東の方向に四〇km程の所。

カール大帝の版図



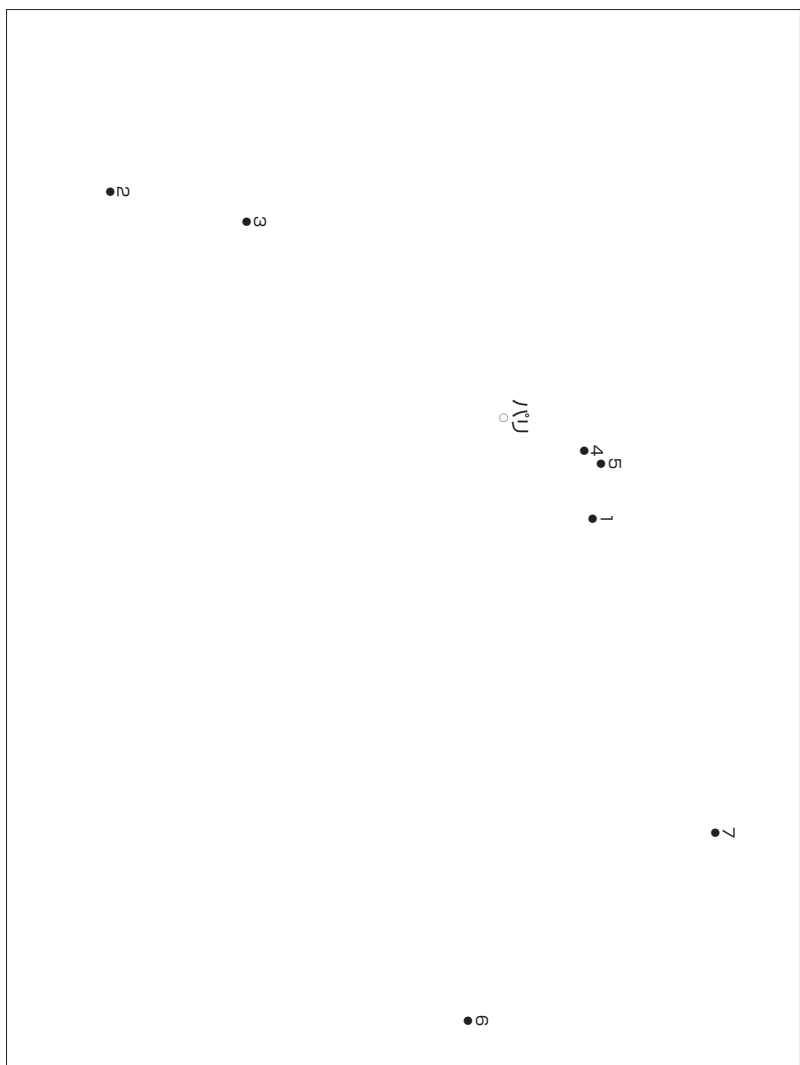
地図 I [アウストラシア、ネウストリアなど]

出典：ヨーロッパ中世史研究会編『西洋中世史料集』東京大学出版会、2000年、405頁

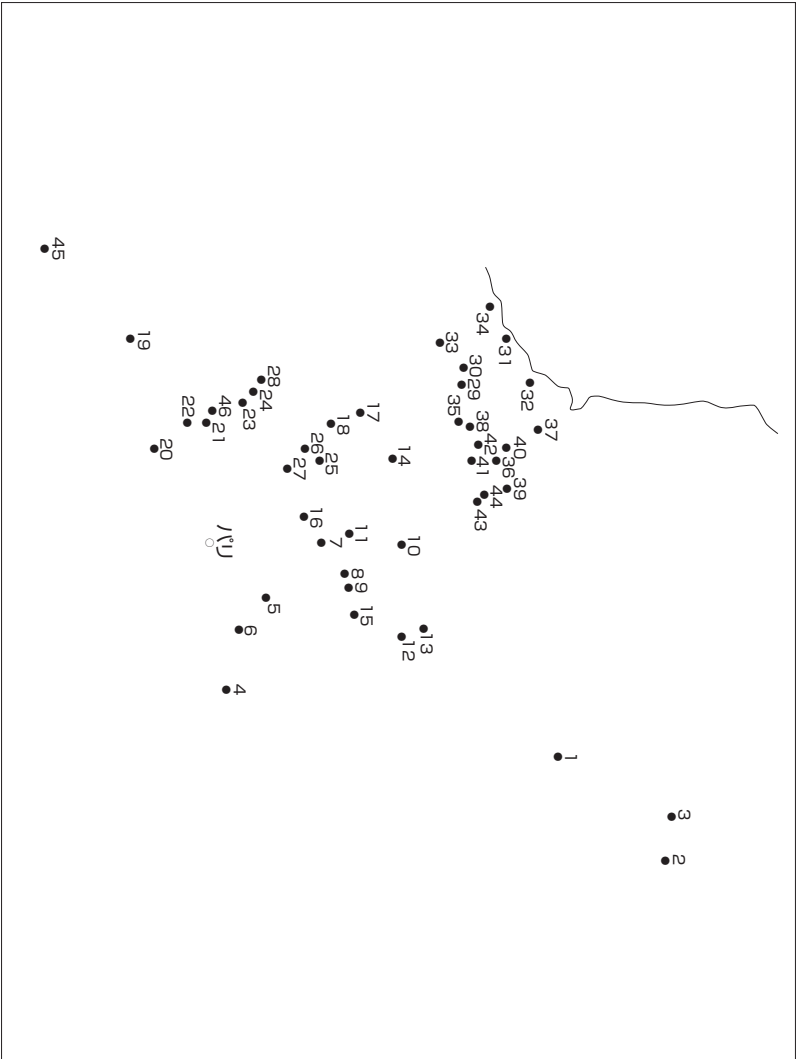
ピピン三世とカールマンの国王文書にみる訴訟のかたち

同志社法学 六六卷五号

七七 (二二六五)



地図Ⅱ



地図Ⅲ